

『詳細登記六法〔平成二十七年版〕』

正誤表（平成二十七年三月一三日）

一部の未施行法令において、条文等の記載及び改正箇所を示す傍線・破線に関する欠落がございました。

また、条文中に不要な空白がある（もしくは必要な空白がない）、法令の見出しの文字の大きさが異なる等、体裁が誤っている箇所がございました。  
ご使用に際し、不便をおかけいたしますこととお詫びし、謹んで訂正いたします。

以下の「**アミカケ部分**」が訂正箇所となります。

なお、修正後の各頁はお差し替えいただけるよう、頁のズレはございません。

れぞれ設立時取締役（成立後の株式会社等が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人（以下この節において「設立時役員等」という。）となることがない。）  
（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

- ❖「取締役の員数」法三三④、「取締役会設置会社」法二七、「監査役の員数」法三三五③、「監査役会設置会社」法二一〇

#### 設立時役員等の選任の方法

- 第四〇条 設立時役員等の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。
- ② 前項の場合には、発起人は、出資の履行をした設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。
  - ③ 前項の規定にかかわらず、設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、取締役の全部又は一部の選任について議決権を行使することができるものも定められた種類の設立時発行株式を発行するときは、当該種類の設立時発行株式については、発起人は、当該取締役となる設立時取締役の選任についての議決権を行使することができる。

#### 新設

- ④ 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役」と、「当該取締役」とあるのは、「これらの取締役」とする。  
（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

（内内において政令で定める日に施行）

- ④ 前項の規定は、設立時会計参与、設立時監査役及び設立時会計監査人の選任について準用する。

- ⑤ 第三項の規定は、設立時会計参与、設立時監査役及び設立時会計監査人の選任について準用する。  
（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

- ❖ 募集設立の場合 法八八・七二・七三①「設立時発行株式」法二五・三①①、単元株式数 法二〇・一八八、種類株式発行会社 法一三

#### 設立時役員等の選任の方法の特則

第四一条 前条第一項の規定にかかわらず、株式会社の場合に際しては、第九号に掲げる事項（取締役に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行する場合には、設立時取締役の選任は、同条第二項第九号に定める事項についての定款の定め（例に依り、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権、当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。）の過半数をもって決定する。

#### 設立時役員等の選任の方法の特則

第四一条 前条第一項の規定にかかわらず、株式会社の場合に際しては、第九号に掲げる事項（取締役に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行する場合には、設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合）については、当該種類の設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）の選任は、同条第二項第九号に定める事項についての定款の定め（例に依り、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権、当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。）の過半数をもって決定する。

い、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権（当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。）の過半数をもって決定する。  
（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

- ② 前項の場合には、発起人は、出資の履行をした種類の設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の種類の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

- ③ 前二項の規定は、株式会社の場合に際しては、第九号に掲げる事項（監査役に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行する場合について準用する。

- ❖ 募集設立の場合 法九〇、「設立時発行株式」法二五・三①①、単元株式数 法二〇・一八八

#### 設立時役員等の解任

第四二条 発起人は、株式会社の成立の時までの間、その選任した設立時役員等（第三十八条第四項の規定により設立時役員等に選任されたものとみなされたものを含む。）を解任することができる。

#### 設立時役員等の解任

第四二条 発起人は、株式会社の成立の時までの間、その選任した設立時役員等（第三十八条第四項の規定により設立時役員等に選任されたものとみなされたものを含む。）を解任することができる。  
（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

- ❖ 株式会社の成立時 法四九、「解任の方法」法四三・四四

- ❖ 募集設立の場合 法九一

- ④ 株券発行会社は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第二項前段の株式に係る株券を発行することができるが、第二項後段の規定により提出された株券は、第三項の規定による記載又は記録をした時において、無効となる。
- ⑤ 第二項後段の規定により提出された株券は、第三項の規定による記載又は記録をした時において、無効となる。

⑥ 第一項の規定による申出をした株主は、いつでも、株券発行会社に対し、第二項前段の株式に係る株券を発行することを請求することができる。この場合においては、第二項後段の規定により提出された株券があるときは、株券の発行に要する費用は、当該株主の負担とする。

※ 株主名簿 法二二、〔公告〕 法九三九

**第一八条 株券を発行する旨の定款の廃止**

株券発行会社は、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をしようとするときは、当該定款の変更の効力が生ずる日の二週間前までに、次に掲げる事項を公告し、かつ、株主及び登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。

- 一 その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨
- 二 定款の変更がその効力を生ずる日
- 三 前号の日において当該株式会社の株券は無効となる旨

② 株券発行会社の株式に係る株券は、前項第二号の日に無効となる。

③ 第一項の規定にかかわらず、株式の全部について株券を発行していない株券発行会社がその株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をしようとする場合には、同項第二号の日の二週間前ま

で、株主及び登録株式質権者に対し、同項第一号及び第二号に掲げる事項を通知すれば足りる。

④ 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

⑤ 第一項に規定する場合には、株式の質権者（登録株式質権者を除く。）は、同項第二号の日の前日までに、株券発行会社に対し、第四百八十八条各号に掲げる事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

※ 定款の変更 法四六六・三〇九・二二〔株主に対する通知〕法二二六〔登録株式質権者 法二四九〕〔登録株式質権者に対する通知〕法一五〇、〔公告〕法九三九（罰則）法九七六・二

**第二款 株券の提出等**

**第二九条 株券の提出に関する公告等**

株券発行会社が次の各号に掲げる行為をする場合には、当該行為の効力が生ずる日までに当該株券発行会社に対し当該旨を定める株式に係る株券を提出しなければならない旨を当該日の一箇月前までに、公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。ただし、当該株式の全部について株券を発行していない場合は、この限りでない。

**第三〇条 株券の提出に関する公告等**

第二九条 株券発行会社は、次の各号に掲げる行為をする場合には、当該行為の効力が生ずる日（第四号の二に掲げる行為をする場合にあつては、第四百七十九条の二第一項第五号に規定する取得日。以下この条において「株券提出日」という。）までに当該株券発行会社に対し当該各号に定める株式に係る株券を提出しなければならない旨を株券提出日の一箇月前までに、公告し、かつ、当該株式の株主及びそ

の登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。ただし、当該株式の全部について株券を発行していない場合は、この限りでない。

（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

一 第一百七十七条第一号に掲げる事項についての定款の定めを設ける定款の変更（全部の株式・種類株式発行会社にあつては、当該事項についての定めを設ける種類の株式）

二 株式の併合、全部の株式（種類株式発行会社にあつては、第四百八十条第二項第三号の種類株式）

三 第一百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式の取得、当該全部取得条項付種類株式

四 取得条項付株式の取得、当該取得条項付株式

**（新設）**

四の二 第一百七十九条の三第一項の承認（充渡株式（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

- 五 組織変更 全部の株式
  - 六 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） 全部の株式
  - 七 株式交換 全部の株式
  - 八 株式移転 全部の株式
- ② 株券発行会社は、前項各号に掲げる行為の効力が生ずる日までに株券発行会社に対し株券を提出しない旨があるときは、当該株券の提出があるまでの間、当該行為によつて当該株券に係る株式の株主を受けることのできる金銭等の交付を拒むことができる。
- ③ 第一項各号に定める株式に係る株券は、当該各号に掲げる行為の効力が生ずる日に無効となる。

② 株券発行会社が次の各号に掲げる行為をする場合

1 非公開会社が株主制当て以外の方法により発行した新株予約権に行使条件が付された場合に、当該行使条件を取締役会決議によって変更するとは原則として許されず、当該取締役会決議は無効である。（最判平成二四・四二四民 第六六・六・二九〇八）

（新株予約権の行使に際しての払込み）

第二八一条 金銭を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、新株予約権者は、前条第一項第二号の日に、株式会社が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、その行使に係る新株予約権に就いての第二百三十六条第一項第二号の価額の全額を払い込まなければならない。

② 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、新株予約権者は、前条第一項第二号の日に、その行使に係る新株予約権についての第二百三十六条第一項第三号の財産を給付しなければならない。この場合において、当該財産の価額が同項第二号の価額に足りないときは、前項の払込みの取扱いの場所においてその差額に相当する金銭を払い込まなければならない。

③ 新株予約権者は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付をする債務と株式会社に対する債権とを相殺することができない。

❖「払込みの取扱いの場」法四二①③、「金銭以外の財産の出資」法二八四、「相殺の禁止」法〇八③

（株主となる時期）

（株主となる時期等）

（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

第二八二条 新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

（新設）

② 新株予約権を行使した新株予約権者であつて第二百八十六条の第二項各号に掲げる者に該当するものは、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二百八十六条の第三項の規定による支払がされた後でなければ、第二百八十六条の第二項各号の払込み又は給付が仮装された新株予約権の目的である株式について、株主の権利を行使することができない。

③ 前項の株式を譲り受けた者は、当該株式についての株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

❖ 株主となる時期 法二〇九

（満たない端数の処理）

第二八三条 新株予約権を行使した場合において、当該新株予約権の新株予約権者に交付する株式の数に満たない端数があるときは、株式会社は、当該新株予約権者に対し、次の各号に掲げる場合に区分に応じて、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付しなければならない。ただし、第二百三十六条第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合は、この限りでない。

- 一 当該株式が市場価格のある株式である場合、当該株式一株の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 一株当たり純資産額

❖ ①に満たない端数の処理 法二五九②・一六七③・二〇二②・二三四①・二三五①・三六一⑨、「市場価格の算定方法」会社規五八

第二款 金銭以外の財産の出資

第二八四条 株式会社は、第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項についての定めがある新株予約権が行使された場合には、第二百八十一条の規定による給付があつた後、遅滞なく、同号の財産（以下この節において「現物出資財産」という。）の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

② 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

③ 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、株式会社当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

④ 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

⑤ 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

⑥ 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、株式会社に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

⑦ 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額（第二項の検査役の調査を経ないものを除く。）を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない。

⑧ 第一項の新株予約権の新株予約権者は、前項の決定により現物出資財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、そ

の新株予約権の行使に係る意思表示を取り消すことができる。

⑨ 前各号の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一 行使された新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式の総数が発行済株式の総数の十分の一を超えない場合 当該新株予約権者が給付する現物出資財産の価額

二 現物出資財産について定められた第二三十六条第一項第三号の価額の総額が五百万円を超えない場合 当該現物出資財産の価額

三 現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた第二三十六条第一項第三号の価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての現物出資財産の価額

四 現物出資財産について定められた第二三十六条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価、以下この号において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物出資財産の価額

五 現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であつて、当該金銭債権について定められた第二三十六条第一項第三号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超える場合 当該金銭債権についての現物出資財産の価額

⑩ 次に掲げる者は、前項第四号に規定する証明をすることができない。

一 取締役、会計参事、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人

二 新株予約権者

三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

五 募集株式の発行との対比（法七〇七）検査役の選任、報告・裁判所の変更（法八八・八七）、（検査役が提呈する電磁的記録、会社規二八三、検査役による電磁的記録に記載された事項の提呈、会社規二九三、検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）会社規五九（罰則）法九〇①・九六③・九七⑤

第三款 責任

（不正な払込金額で新株予約権を引き受けた者等の責任）

第二八五条 新株予約権を行使した新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負ふ。

一 第二三十八条第一項第二号に規定する場合において、募集新株予約権につき金銭の払込みを要するとき（取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役、次号において同じ。）と通じて新株予約権を引き受けた場合に限る。）

二 第二三十八条第一項第二号に規定する場合において、募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする者が著しく不正な条件であるとき（取締役（委員会設置会社にあつては、取締役又は執行役、次号において同じ。）と通じて新株予約権を引き受けた場合に限る。）

三 第二三十八条第一項第二号に規定する場合において、募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする者が著しく不正な条件であるとき（取締役（委員会設置会社にあつては、取締役又は執行役、次号において同じ。）と通じて新株予約権を引き受けた場合に限る。）

（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

（出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任）

第二八六条 前条第一項第三号に掲げる場合には、次に掲げる者（以下この条において「取締役等」という。）は、株式会社に対し、同号に定める額を支払う義務を負ふ。

一 当該新株予約権者の募集に関する職務を行った業務執行取締役（委員会設置会社にあつては、執行役以下この号において同じ。）その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるもの

二 第二三十八条第一項第三号に規定する場合において、取締役と通じて著しく不正な払込金額で新株予約権を引き受けたとき 当該払込金額と当該新株予約権の公正な価額との差額に相当する金額

三 第二八十二条の規定により株主となつた時においてその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた第二三十六条第一項第三号の価額に著しく不足する場合 当該不足額（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

第一項第一号の二に掲げる行為をする場合、株式会社が新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式を交付する場合に限る。において、同項の規定により新株予約権証券（無記名式のものに限る、以下この条において同じ。が提出されないときは、株式会社は、当該新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる株式に係る第二百一十一条第一号に掲げる事項を株主名簿に記載し、又は記録することを要しない。

（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

② 前項に規定する場合には、株式会社は、前条第一項の規定により提出しなければならない新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる株式の株主に對する通知又は催告をすることを要しない。

③ 第二百四十九條及び第二百五十九條第一項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる行為をする場合、株式会社が新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の他の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を交付する場合に限る。において、同項の規定により新株予約権証券が提出されないときは、株式会社は、当該新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる当該他の新株予約権（無記名新株予約権を除く。）に係る第二百四十九條第三号に掲げる事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを要しない。

④ 第二百四十九條及び第二百五十九條第一項の規定にかかわらず、前条第一項第一号の二に掲げる行為をする場合（株式会社が新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の他の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を交付する場合に限る。）に

において、同項の規定により新株予約権証券が提出されないときは、株式会社は、当該新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる当該他の新株予約権（無記名新株予約権を除く。）に係る第二百四十九條第三号に掲げる事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを要しない。

（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

④ 前項に規定する場合には、株式会社は、前条第一項の規定により提出しなければならない新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる新株予約権の新株予約権者に対する通知又は催告をすることを要しない。

⑤ 第二百四十九條及び第二百五十九條第一項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる行為をする場合、株式会社が新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付する場合に限る。において、同項の規定により新株予約権証券が提出されないときは、株式会社は、当該新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる新株予約権付社債（無記名新株予約権付社債を除く。）に付された新株予約権に係る第二百四十九條第三号に掲げる事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを要しない。

⑤ 第二百四十九條及び第二百五十九條第一項の規定にかかわらず、前条第一項第一号の二に掲げる行為をする場合（株式会社が新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付する場合に限る。）において、同項の規定により新株予約権証券が提出されないときは、株式会社は、当該新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる新株予約権付社債（無記名新株予約権付社債を除く。）に付された新株予約権に係る第二百四十九條第三号

イに掲げる事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを要しない。

（平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

⑥ 前項に規定する場合には、株式会社は、前条第一項の規定により提出しなければならない新株予約権証券を有する者が交付を受けることができる新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対する通知又は催告をすることを要しない。

※〔無記名式の新株予約権証券〕法二四九

## 第四章 機関

### 第一節 株主総会及び種類株主総会

#### 第一款 株主総会

#### （株主総会の権限）

第二九五條 株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

② 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

③ この法律の規定により株主総会の決議を必要とする事項については、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

※〔株主総会の決議〕法二四九（取締役会設置会社）法二

七〔会社法の規定により株主総会の決議を必要とする事項〕法四〇①②、一五六・一七一・一七五①・一八〇②・一九九①②・三三八①②・三九四・四五〇②・四六六・四七七等）③の準用）法三五

第二款 運営

〔招集権者〕

第三九九条の八 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

〔招集手続等〕

第三九九条の九 監査等委員会を招集するには、監査等委員は、監査等委員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各監査等委員に対してその通知を発しなければならぬ。

② 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

③ 取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）は、監査等委員会の要求があつたときは、監査等委員会に出席し、監査等委員会が求めた事項について説明を出なければならぬ。

〔監査等委員会の決議〕

第三九九条の十 監査等委員会の決議は、議決に加わることができ、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 前項の決議については、特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

③ 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した監査等委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならぬ。

④ 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

の規定による請求（前項第一号に規定する訴えの提起の請求に限る。） 第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第二号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。） 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査等委員が監査等委員会設置会社を代表する。

一 監査等委員会設置会社が第八百四十七条第一項第八百四十七条の二第二項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合（当該監査等委員が当該訴えに係る訴訟の相手方となる場合を除く。）

二 監査等委員会設置会社が第八百四十九条第四項の訴訟告知（取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告（取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受け、かつ、当該監査等委員がこれらの訴えに係る訴訟の当事者である場合を除く。）

三 株式交換等完全親会社である監査等委員会設置会社が第八百四十九条第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受け、かつ、当該監査等委員がこれらの訴えに係る訴訟の当事者である場合を除く。）

四 最終完全親会社である監査等委員会設置会社が第八百四十九条第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受け、かつ、当該監査等委員がこれらの訴えに係る訴訟の当事者である場合を除く。）

③ 第三百四十九条第四項、第三百五十二條及第三百六十四條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、当該各号に定める訴えを提起するときは、当該訴えについては、監査等委員会が代表する。当該訴えについては、監査等委員会が代表する。監査等委員が当該監査等委員会設置会社を代表する。

一 株式交換等完全親会社（第八百四十九条第一項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。）

次項第一号及び第五項第三号において同じ。その株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第二項に規定する株式交換等完全子会社をいう。第五項第三号において同じ。）の取締役、執行役（執行役であつた者を含む。以下この条において同じ。）又は清算人（清算人であつた者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第二項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じたものに限る。）を追及する訴え。

二 最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第一号及び第五項第四号において同じ。）その完全子会社等（同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいう。同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。第五項第四号において同じ。）である株式会社の子会社の取締役、執行役又は清算人に対する特定責任追及の訴え（同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。）

④ 各号に掲げる株式会社は、監査等委員会設置会社である場合において、当該各号に定める請求をするときは、監査等委員会が代表する。監査等委員が当該監査等委員会設置会社を代表する。

一 株式交換等完全親会社 第八百四十七条第一項





会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。  
(平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行)

三 他の会社、外国会社その他の法人を含む。次に三つて同じ。の事業の全部の譲受け  
四 事業の全部の賃貸、事業の全部の経営の委任、他人と事業上の損益の全部を共通にする契約その他これらに準ずる契約の締結、変更又は解約  
五 当該株式会社(第二十五条第一項各号に掲げる方法により設立したものに限る。以下この号において同じ。)の成立後二年以内におけるその成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するもの取得。ただし、イに掲げる額の内、掲げる額に対する割合が五分の一(これを下回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えない場合を除く。

イ 当該財産の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額  
ロ 当該株式会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額  
② 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならぬ。

① 株主総会の決議 法三〇九②ロ(総資産額)会社規則三三、外国会社法八七八②三(純資産額)会社規則一三五(事業を譲渡した場合の譲渡の禁止)法二二②四、親会社株式の因係法三二②一  
① 改定前 商法四四五条一項、会社法四六七条一項  
② 改定後 二号 によつて特別決議を経ることを必要とする営業の譲渡(会社法では「事業の譲渡」とは、一定の営業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産の全部)

部は一部を譲渡し、これによつて、譲渡会社がその譲渡の限度に依り法律上当然に譲渡禁止義務を負う結果を伴うものを用。 (最判昭和四〇・九・三三民集一九・六一六〇〇)

② 営業譲渡が譲渡会社の株主総会による承認の手續をしないことによつて無効である場合、譲渡会社、譲渡会社の株主、債権者等の会社の利害関係のほか、譲受会社もまた無効を主張することができるものと解するのが相当である。ただし、譲渡会社ないしその利害関係人のみが無効を主張することができ、譲受会社がこれを主張することができないとする、譲受会社がこれを主張することができ、譲受会社が無効を主張するまで営業譲渡を有効なものと扱ふことを余儀なくされると著しく不安定な立場におかれることになるから。(最判昭和六・九・二二判時二二五・二二五)

④ (事業譲渡等の承認を要しない場合)

第四六八条 前条の規定は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる行為(以下この章において「事業譲渡等」という。)に係る契約の相手方が当該事業譲渡等をする株式会社の特別支配配会社ある株式会社の総株主の議決権の十分の九(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合)にあっては、その割合(以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)である場合には、適用しない。  
② 前条の規定は、同条第一項第二号に掲げる行為をする場合において、第一号に掲げる額の内、掲げる額に対する割合が五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合を超えないときは、適用しない。  
一 当該他の会社の事業の全部の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額  
二 当該株式会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

方法により算定される額  
③ 前項に規定する場合において、法務省令で定める数の株式(前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)を有する株主が次条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に前条第一項第三号に掲げる行為に反対する旨を当該行為をする株式会社に対し通知したときは、当該株式会社が、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。  
④ (反対株主の株式買取請求)

第四六九条 事業譲渡等をする場合には、反対株主は、事業譲渡等をする株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。ただし、第四百六十七條第一項第一号に掲げる行為をする場合において、同項の株主総会の決議と同時に第四百七十一條第三号の株主総会の決議がされたときは、この限りでない。  
⑤ (反対株主の株式買取請求)  
第四六九条 事業譲渡等をする場合(次に掲げる場合を除く。)には、反対株主は、事業譲渡等をする株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。  
一 第四百六十七條第一項第一号に掲げる行為をする場合において、同項の株主総会の決議と同時に第四百七十一條第三号の株主総会の決議がされたとき。  
二 前条第一項に規定する場合(同条第三項に規定する場合を除く。)  
(平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行)

④ 前項の規定による通知を受けた旧完全子会社は、その株主名簿に前項の登録株式質権者の質権の目的である株式に係る株主名簿記載事項を記載し、又は記録した場合に、直ちに、当該株主名簿に当該登録株式質権者について記すの旨百四八各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

⑤ 第二項に規定する場合において、同項の旧完全子会社が株券発行会社であるときは、旧完全親会社は、登録株式質権者に対し、第二項の旧完全子会社株式に係る株券を引き渡さなければならない。ただし、第一項前段の株主が旧完全子会社株式の交付を受けるために旧完全親会社株式に係る旧株券を提出しなければならない場合において、旧株券の提出があるまでの間は、この限りでない。

※ 株式交換の無効の訴え 法八二八①H、「株式移転の無効の訴え」法八二八①I2、「登録株式質権者」法四九①、「株主名簿記載事項」法二二

持分会社の設立の無効又は取消しの判決の効力

第八四五条 持分会社の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、その無効又は取消しの原因が一部の社員のみにあるときは、他の社員の全員の同意によつて、当該持分会社を継続することができる。この場合において、当該原因がある社員は、退社したものとみなす。

※ 持分会社の設立の無効の訴え 法八二八①、「持分会社の設立の取消しの訴え」法八三三、「継続の登記」商登規八五②、「退社」法六〇七①

原告が敗訴した場合の損害賠償責任

第八四六条 会社の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

〔連帯〕民四三—四四五

〔新設〕

第一節の二 売渡株式等の取得の無効の訴え

第八四六条の二 株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得の無効は、取得日(第一百七九条の二第二項第五号に規定する取得日をいう。以下この条において同じ。)から六箇月以内(対象会社が公開会社でない場合にあつては、当該取得日から一年以内)に、訴えをもつてのみ主張することができる。

② 前項の訴え(以下この節において「売渡株式等の取得の無効の訴え」という。)は、次に掲げる者に限り、提起することができる。  
一 取得日において売渡株主(株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求がされた場合にあつては、売渡株主又は売渡新株予約権者 第八百四十六条の五第一項において同じ。)であつた者  
二 取得日において対象会社の取締役(監査役設置会社にあつては取締役又は監査役、指名委員会等設置会社にあつては取締役又は執行役。以下この号において同じ。)であつた者又は対象会社の取締役若しくは清算人

〔被告〕

第八四六条の三 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、特別支配株主を被告とする。

〔訴えの管轄〕

第八四六条の四 売渡株式等の取得の無効の訴えは、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

〔担保提供命令〕

第八四六条の五 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した売渡株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができ、ただし、当該売渡株主が対象会社の取締役、監査役、執行役又は清算人であるときは、この限りでない。  
② 被告は、前項の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

〔弁論等の必要的併合〕

第八四六条の六 同一の請求を目的とする売渡株式等の取得の無効の訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

〔認容判決の効力が及ぶ者の範囲〕

第八四六条の七 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

〔無効の判決の効力〕

第八四六条の八 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされた売渡株式等の全部の取得は、将来に同かつてその効力を失う。

〔原告が敗訴した場合の損害賠償責任〕

第八四六条の九 売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。  
(平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲)

五 資本金の額

六 合同会社の業務を執行する社員の氏名又は名称  
七 合同会社を代表する社員の氏名又は名称及び住所  
八 合同会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所  
九 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め  
十 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの  
ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め  
十一 第九号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨

※「設立登記の効力」法五七九「登記申請」商登一七・一八、「本店の所在地」法五七六①③、「合同会社の目的」商登一七五七六①①・②、「合同会社を代表する社員」法五九九「電子公告」法二三四・九四〇・九五九「電子公告規程」情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項」会社規三〇①⑤、「他の会社との対比」法九一・九二三「罰則」法九七六

③ 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事由による

② 前項の規定にかかわらず、第九百九十九条第一項第四号の期間を定める場合における株式の発行による変更の登記は、当該期間の末日現在により、当該末日から二週間以内には足りる。  
① 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由による

(変更の登記)

第九一五条 会社において第九百三十一條第三項各号又は前二条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

変更の登記は、毎月末日現在により、当該末日から二週間以内には足りる。

一 新株予約権の行使  
二 第二百六十六條第一項の規定による請求、株式の内容として第七百七条第一項第一号、若しくは二又は第七百八条第二項第五号に掲げる事項についての定めがある場合に限る。  
※「変更の登記」法九〇九「登記申請」商登五四四・七〇、商登規六一、「本店の所在地」法二七三・五七六①③、「罰則」法九七六・一「準用」法九二八④・九三三④

(他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記)  
第九一六条 会社がその本店を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては次の各号に掲げる会社の区分に応じ当該各号に定める事項を登記しなければならない。

一 株式会社 第九百一十一條第三項各号に掲げる事項  
二 合名会社 第九百十二條各号に掲げる事項  
三 合資会社 第九百十三條各号に掲げる事項  
四 合同会社 第九百十四條各号に掲げる事項  
※「登記申請」商登五・九五・一一・二八「罰則」法九七六・一

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第九一七条 次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その本店の所在地において、その登記をしなければならない。  
一 株式会社 取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役員又は代表執行役員  
一 株式会社 取締役、監査等委員会設置会社に

あつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員(指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう)、執行役員又は代表執行役員(平成二六・六・二七公布、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日に施行)

二 合名会社 社員  
三 合資会社 社員  
四 合同会社 業務を執行する社員  
※「職務執行停止の仮処分命令」法三五二、民保五六「罰則」法九七六・一「準用」法九二八④

(支配人の登記)  
第九一八条 会社が支配人を選任し、又はその代理権が消滅したときは、その本店の所在地において、その登記をしなければならない。  
※「支配人」法一〇「支配人の代理権」法二一、「登記申請」商登四四・四五「罰則」法九七六・一「準用」法九三三④

(持分会社の種類の変更の登記)  
第九一九条 持分会社が第六百三十八條の規定により他の種類の持分会社となつたときは、同条に規定する定款の変更の効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、種類の変更前の持分会社については解散の登記をし、種類の変更後の持分会社については設立の登記をしなければならない。  
※「解散の登記」法九二九「設立の登記」法九二九・九一四「登記申請」商登一〇四・一〇六、商登規八八「罰則」法九七六・一「準用」法九三三④

(組織変更の登記)

第九二〇条 会社が組織変更をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において

たりの純資産額とする方法とする。

② 当該株式会社がある算定基準日において清算株式会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「基準純資産額」とあるのは、「法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を減じて得た額（零未満である場合にあつては、零）」とする。

③ 第一項に規定する「基準純資産額」とは、算定基準日における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあつては、零）をいう。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度（法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあつては、法第四百四十一条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある場合にあつては、その末日が最も遅いもの）の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

六 新株予約権の帳簿価額

七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

④ 第一項に規定する「基準株式数」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数をいう。

一 種類株式発行会社でない場合 発行済株式（自己株式を除く。）の総数

二 種類株式発行会社である場合 株式会社が発行している各種類の株式（自己株式を除く。）の数に当該種類の株式に係る株式係数を乗じて得た数の合計数

⑤ 第一項及び前項第二号に規定する「株式係数」とは、

一 一種類株式発行会社において、定款である種類の株式についての第一項及び前項の適用に關して当該種類の株式一株を一つとは異なる数の株式として取り扱つたために、以外を除く場合にあつては、当該数を

いう。

⑥ 第二項及び第三項に規定する「算定基準日」とは、次の各号に掲げる規定に規定する一株当たり純資産額を算定する場合における当該各号に定める日をいう。

一 法第四百四十一条第一項の規定による通知の日

二 法第四百四十二条第二項 同条第一項の規定による通知の日

三 法第四百四十四条第五項 法第四百四十一条第一項の規定による通知の日

四 法第四百四十四條第七項において準用する同条第五項 法第四百四十二条第一項の規定による通知の日

五 法第六百六十七条第三項第二号 法第六百六十六条第一項本文の規定による請求の日

六 法第九百九十三条第五項 法第九百九十二条第一項の規定による請求の日

七 法第九百九十四条第四項において準用する法第九百九十三条第五項 単元未満株式定数請求の日

八 法第二百八十三条第二号 新株予約権の行使の日

九 法第七百九十六条第二項第一号イ 吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該吸収合併、吸収分割又は株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）

十 第三十三条第二号 法第六百六十六条第一項本文の規定による請求の日

（承認したものとみなされる場合）

第二十六条 法第四百四十五条第二号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株式会社は、法第十九条第一項の規定による通知の日から四十日（これを下回る期間を定款で定め

た場合にあつては、その期間）以内に法第四百四十一条第一項の規定による通知をした場合において、当該期間内に譲渡等承認請求者に対して同条第二項の

書面を交付しなかつたとき（指定買取人が法第三百十九條第二項の規定による通知の日から十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内に法第四百四十二条第一項の規定による通知をした場合を除く。）。

二 指定買取人が法第三百三十九條第二項の規定による通知の日から十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内に法第四百四十二条第一項の規定による通知をした場合において、当該期間内に譲渡等承認請求者に対して同条第二項の書面を交付しなかつたとき。

三 譲渡等承認請求者が当該株式会社又は指定買取人との間の対象株式に係る売買契約を解除した場合

### 第三節 株式会社による自己の株式の取得

（自己の株式を取得することができる場合）

第二十七条 法第五百五十五条第十三号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該株式会社が有する他の法人等の株式 持分その他これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配（これらに相当する行為を含む。）により当該株式会社の株式の交付を受ける場合

三 当該株式会社が有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式と引換えに当該株式会社の株式の交付を受ける場合

合

イ 組織の変更

ロ 合併

ハ 株式交換（法以外の法令・外国の法令を含む。）に基づく株式交換に相当する行為を含む。）

# ◆商業登記法

〔昭和八・七・九  
法一・二五〕

最終改正 平成二六・六・二七法九一  
〔最終改正までの未施行法令〕平成二五・五・三二法  
二八、平成二六・六・一三法六九、平成二六・六・二七  
法九一

## 第一章 総則

### 〔目的〕

**第一条** この法律は、商法（明治三十二年法律第四十八号）、会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする。

### 〔定義〕

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 登記簿 商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項が記録される帳簿であつて、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製するものをいう。

二 変更の登記 登記した事項に変更を生じた場合に、商法、会社法その他の法律の規定によりすべき登記をいう。

三 消滅の登記 登記した事項が消滅した場合に、商法、会社法その他の法律の規定によりすべき登記をいう。

四 商号 商法第十一条第一項又は会社法第六条第一

項に規定する商号をいう。

## 第一章の二 登記所及び登記官

### 〔登記所〕

**第一条**の三 登記の事務は、当事者の営業所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下単に「登記所」という。）がつかさどる。

※ 管轄転属と登記記録等の移送 規一、準二

### 〔事務の委任〕

**第二条** 法務大臣は、一の登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる。

※ 〔登記記録等の移送〕 準三

### 〔事務の停止〕

**第三条** 法務大臣は、登記所においてその事務を停止しなければならぬ事由が生じたときは、期間を定めてその停止を命ずることができる。

※ 事務の停止の報告等 準四

### 〔登記官〕

**第四条** 登記所における事務は、登記官（登記所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局長が指定する者をいう。以下同じ。）が取り扱う。

※ 職務執行の制限 法五、〔交替による事務引継〕 準五

### 〔登記官の除斥〕

**第五条** 登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族（配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。以下この条において同じ。）が登記の申請人であるときは、当該登記官は、当該登記をすることができない。登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族が申請人を代表して申請するときも、同様とする。

## 第二章 登記簿等

### 〔商業登記簿〕

**第六条** 登記所に次の商業登記簿を備える。

- 一 商号登記簿
- 二 未成年者登記簿
- 三 後見人登記簿
- 四 支那人登記簿
- 五 株式会社登記簿
- 六 合名会社登記簿
- 七 合資会社登記簿
- 八 合同会社登記簿
- 九 外国会社登記簿

※ 〔商業登記簿〕 商八、会社九〇七、〔登記簿の編成〕 規一、

〔閉鎖記簿〕 規一、四三、四四、五四②、五五②、五七②、八〇②、九六②

### 〔新設〕

#### 〔会社法人等番号〕

**第七条** 登記簿には、法務省令で定めるところにより、会社法人等番号（特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号をいう。第十九条の三において同じ。）を記録する。

（旧七条を七条の二とする）

（番号利用法（平成二五年法二七号）の施行の日から施行）

### 〔登記簿等の持出禁止〕

**第七条** 登記簿及びその附属書類（第十七条第四項に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及び第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という。）

録に記録された事項を記載することを要しない。  
(会社法の一部を改正する法律(平成十六年)法九〇号)の施行の日から施行

☆Ⅰ「申請書の整理」規一〇

【申請書の記載等】規五(一)記載文字 規四八(登録免許税・課税標準金額 規五(法九)押印・印鑑の提出)法三〇

ホローマ字を使用して会社の本店または代表者の住所を記載した登記の申請は、受理して差し支えない。  
(昭和四三・一・九民甲第二〇七号回答)

ホ司法書士が代理人となつた場合の登記の申請書または委任状には、代理人の住所として司法書士個人の住所またはその事務所所在地のいずれを記載しても差し支えない。  
(昭和四〇・一〇・一四民甲第二九〇号通達)

ホ登記申請書には、添付書類をその通数とともに記載するのが相当である。(昭和三六・九・一五民甲第三二八一号回答)

ホ登録税法第九条第一項中同一の号に規定する範囲内の数個の登記事項につき、一個の申請をもつて登記の申請があつた場合の登録税は、一件として徴収する。(昭和二九・四・二四民甲第八六六号通達)

(申請書の添付書面)

第一八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書(前条第四項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。)にその権限を証する書面を添付しなければならない。

☆Ⅰ「申請書の記載」法一七の二、支店所在地でする場合の適用除外 法四八(二)【数個の同時申請の場合】規三七(一)【原本還付等】規四九 準五二  
ホ「代理権授与証明書」は、代理権限を証する書面にはならない。(昭和五六・一〇・五民甲第六八六号回答)

第一九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するに

1947 商業登記法(一八条―二〇条)

は、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。

☆Ⅰ「登記期間の起算点」会社九〇・「申請書への記載」法一七(二)五、(原本還付等)規四九 準五二、【数個の同時申請の場合】規三七(一)

ホ要件である「許世」とは、その許可が登記すべき事項の効力要件である場合をいう。(昭和二六・八・二二民甲第一七七号通達)

ホ「公取引委員会が発行する独占禁止法第十五条第二項の合併の届出受理書は、商業登記法九条の官庁の許可書に該当しない。  
(昭和三九・六・一二民甲第二〇七号回答)

ホ「登記の目的たる事業の経営に基き、主務官の認可を受くべきものとしたに過ぎない場合は、官庁の認可は当該会社の成立要件ではない。ただ、会社成立後、当該官庁の認可がないときは、会社は事業成功の不能により解散する。  
(大判大正四・二・二五民録一・三〇七)

(申請書に添付すべき電磁的記録)

第一九条の二 登記の申請書に添付すべき定款、議事録若しくは最終の貸借対照表を電磁的記録で作られているとき、又は登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を当該申請書に添付しなければならない。

☆Ⅰ「申請書に添付すべき電磁的記録」規三六

(新設)

添付書面の特例

第一九条の三 この法律の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しない。

(番号利用法(平成二五年)法二七号)の施行の日から施行

(印鑑の提出)

第二〇条 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。

② 前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

③ 前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

☆Ⅰ「印鑑の提出等」規九(九)の六【印鑑カード】準一二【印鑑に係る記録の処理】準一〇【資格喪失等による印鑑に記録の処理】準一【印鑑届書等つづり込み帳】準一五(八)・二二

ホ「あらかじめ登記所に印鑑を提出していない個人が登記の申請をする場合には、当該登記の申請書または委任状の署名が本人のものであることの本国官憲の証明が必要である  
(昭和四八・一二九民甲第八二二号通達)

ホ「数人の代表取締役が同一の印鑑を押して作成した印鑑紙を添付した会社設立登記の申請又は代表取締役変更登記の申請は、印鑑の提出がないものとして却下する。  
(昭和四三・一・九民甲第二〇七号回答)

ホ「権利義務を有する取締役が再選され、就任の登記の申請をするに際し、印鑑を提出することは必ずしも必要ない。  
(昭和三七・四・一九民甲第七三七号決議)

1 株式会社代表取締役が交替した場合、新任の代表取締役が、前任者が登記所に提出している印鑑と同一の印鑑を登記所に提出する印鑑とすべきであっても、改めて当該印鑑を自ら意思に基づいて使用するものである旨を表示すべきであり、原則としなければならぬ。(広島高判昭和五六・九・一〇行政例集三・一九・一五六三)

登記の申請は、受理すべきでない。

(昭和二七・二一・七民甲第九〇号通達)

1 株主である取締役は、当該取締役の解任に関する株主総会の決議については、商法第三九条第五項にいう特別の利害関係を有する者にあらず、したがって、右取締役は、株主として前記株主総会の決議について適法に議決権を行使することができる。

(最判昭和四三・三・一四民集二二・二・三七八)

2 議決権を行使する代理人資格を株主に限る旨の定款の規定は、合理的理由による相程度の制限であるから、商法第三九条第四項(現会社法三二〇条)に反しない。

(最判昭和四三・一一・二四〇)

3 多々いわれる一人会社の場合は、その一人の株主が出席すればそれで株主総会は成立し、招集手続は必要ない。

(最判昭和四六・六・二四民集二五・四・五六九)

4 多々代表取締役の解任に関する取締役会の決議については、その代表取締役は、特別利害関係にある。

(最判昭和四四・三・二八民集二三・三・六四五)

**② 設立の登記**

第四七条 設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によつてする。

設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

**一 定款**

二 会社法第五十七條第一項の募集をしたときは、同法第五十八條第一項に規定する設立時募集株式の引受けの申込み又は同法第六十一條の契約を証する書面

**三 定款に会社法第二十八條各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、次に掲げる書面**

イ 検査役又は設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役)の調査報告を記載した書面及びその附属書類  
ロ 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合に

は、有価証券(同号に規定する有価証券をいう。以下同じ)の市場価格を証する書面

ハ 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

五 会社法第三十四條第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面(同法第五十七條第一項の募集をした場合にあっては、同法第六十四條第一項の金銭の保管に関する証明書)

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者ととの契約を証する書面

七 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面

八 設立しようとする株式会社が委員会設置会社であり、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

九 設立しようとする株式会社指名委員会等設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

十 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合に

立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役

は、有価証券(同号に規定する有価証券をいう。以下同じ)の市場価格を証する書面

ハ 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

五 会社法第三十四條第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面(同法第五十七條第一項の募集をした場合にあっては、同法第六十四條第一項の金銭の保管に関する証明書)

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者ととの契約を証する書面

七 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面

八 設立しようとする株式会社が委員会設置会社であり、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

九 設立しようとする株式会社指名委員会等設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

十 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合に

立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役

は、有価証券(同号に規定する有価証券をいう。以下同じ)の市場価格を証する書面

ハ 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

五 会社法第三十四條第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面(同法第五十七條第一項の募集をした場合にあっては、同法第六十四條第一項の金銭の保管に関する証明書)

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者ととの契約を証する書面

七 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面

八 設立しようとする株式会社が委員会設置会社であり、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

九 設立しようとする株式会社指名委員会等設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

十 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合に

立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役

は、有価証券(同号に規定する有価証券をいう。以下同じ)の市場価格を証する書面

ハ 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

五 会社法第三十四條第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面(同法第五十七條第一項の募集をした場合にあっては、同法第六十四條第一項の金銭の保管に関する証明書)

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者ととの契約を証する書面

七 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面

八 設立しようとする株式会社が委員会設置会社であり、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

九 設立しようとする株式会社指名委員会等設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

十 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合に

立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役

は、有価証券(同号に規定する有価証券をいう。以下同じ)の市場価格を証する書面

ハ 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

五 会社法第三十四條第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面(同法第五十七條第一項の募集をした場合にあっては、同法第六十四條第一項の金銭の保管に関する証明書)

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者ととの契約を証する書面

七 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面

八 設立しようとする株式会社が委員会設置会社であり、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

(設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役及びそれ以外の設立時取締役並びに設立時代表取締役、設立しようとする株式会社指名委員会等設置会社である場合にあっては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役、が就任を承諾したことを証する書面)

(会社法の一部を改正する法律(平成二六年法九〇号)の施行の日から施行)

十一 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ これらの者が法人でないときは、設立時会計参与にあつては会社法第三十三條第一項に規定する者であること、設立時会計監査人にあつては同法第三三十七條第一項に規定する者であることを証する書面

十二 会社法第三十七條第一項の規定による特別取締役(同項に規定する特別取締役をいう。以下同じ)による議決の定めがあるときは、特別取締役の選定及びその選定された者が就任を承諾したことを証する書面

十三 登記すべき事項につき発起人全員の同意又はある発起人の一致を要するときは、前項の登記の申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

十四 会社法第八十二條第一項(同法第八十六條において準用する場合を含む)の規定により創立総会又は種類創立総会の決議があつたものとみなされる場合には

④ 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合に

立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役

は、有価証券(同号に規定する有価証券をいう。以下同じ)の市場価格を証する書面

ハ 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

五 会社法第三十四條第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面(同法第五十七條第一項の募集をした場合にあっては、同法第六十四條第一項の金銭の保管に関する証明書)

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者ととの契約を証する書面

七 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面

八 設立しようとする株式会社が委員会設置会社であり、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

九 設立しようとする株式会社指名委員会等設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

十 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合に

立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役

は、有価証券(同号に規定する有価証券をいう。以下同じ)の市場価格を証する書面

ハ 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

五 会社法第三十四條第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面(同法第五十七條第一項の募集をした場合にあっては、同法第六十四條第一項の金銭の保管に関する証明書)

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者ととの契約を証する書面

七 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面

八 設立しようとする株式会社が委員会設置会社であり、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

九 設立しようとする株式会社指名委員会等設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

十 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合に

立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役

は、有価証券(同号に規定する有価証券をいう。以下同じ)の市場価格を証する書面

ハ 会社法第三十三條第十項第二号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

五 会社法第三十四條第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面(同法第五十七條第一項の募集をした場合にあっては、同法第六十四條第一項の金銭の保管に関する証明書)

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者ととの契約を証する書面

④ 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記した旨の通知を受けるまでは、登記をすることができない。

⑤ 新所在地を管轄する登記所において前条第一項の登記の申請を却下したときは、旧所在地における登記の申請は、却下されたものとみなす。

❖ ① 却下 法二四 準五三

② 申請書の送付方法等 規六五①

第五二条 新所在地における登記においては、会社成立の年月日並びに本店を移転した旨及びその年月日も登記しなければならない。

❖ 役員等の就任年月日の登記 規六五② 〔登記事項の記録方法 規六五③〕

### 〔取締役等の変更の登記〕

第五四条 取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（委員会設置会社にあつては、取締役、委員、執行役又は代表執行役）の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

### 〔取締役等の変更の登記〕

第五四条 取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては、取締役、委員、指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）執行役又は代表執行役の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。（会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法九〇号）の施行の日から施行）

② 会計参与又は会計監査人の就任による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 就任を承諾したことを証する書面  
二 これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。  
三 これらの者が法人でないときは、会計参与にあつては会社法第三百二十九条第一項に規定する者であること、会計監査人にあつては同法第三百三十七条第一項に規定する者であることを証する書面  
③ 会計参与又は会計監査人が法人であるときは、その名称の変更の登記の申請書には、前項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号ただし書に規定する場合は、この限りでない。  
④ 第一項又は第二項に規定する者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

❖ ① 取締役等の選任 会社三三九、代表取締役の選任 会社三六二③ 〔特別取締役 会社三七三①〕 〔委員選定 会社四〇〇②〕 〔執行役の選定 会社四〇二②〕 〔代表執行役の選定 会社四二〇①〕 〔就任承諾 会社三〇〇、民六四三〕 〔変更の登記 会社九〇九、九一五①〕 〔添付書面 法四六六 規六 〕 〔登記の方法 規三九、四一、準五五〕

② 会計参与、会計監査人の選任 会社三三九  
③ 取締役の任期 会社三三三、〔取締役の辞任 会社三三〇、民六五〕 〔監査役の任期 会社三三六 〕 〔監査役の辞任 会社三三二、民六五〕 〔会計参与の任期 会社三三四 〕 〔取締役等の解任 会社三三九 〕 〔会計監査人の任期 会社三三八 〕 〔会計監査人の解任 会社三四〇 〕 〔委員の解職 会社四〇一 〕 〔執行役の任期 会社四〇二② 〕 〔執行役の辞任 会社四二二 〕 〔民六五 〕 〔執行役の解任 会社四四三 〕 〔登記の方法 規三九、四一、四四、六七、準五五〕  
④ 株式会社は、他の株式会社の取締役となることができない。（昭和三〇・一〇・三〇民甲第〇八八号回答）  
⑤ 取締役選任については「満場一致をもって議長の指名に一致することとなり、議長は何某を指名し、その就任承諾があつたので、可決確定した」と記載されている議事を添付した登記の申請は、受理して差し支えない。（昭和四二・七・六民甲第〇四七号回答）  
⑥ 株主総会で取締役の解任または選任について議長に一任する旨決議をし、これに基づき後日議長が解任または選任した取締役の変更の登記の申請は、受理すべきでない。（昭和四九・二・一八民甲第〇四四号通達）  
⑦ 取締役、監査役の増員による変更の登記の申請書には、総会の議事録およびその者が就任を承諾したことを証する書面を添付すれば足り、定款の添付は必要でない。（昭和四四・五・一四民第〇三五号回答）  
⑧ 株式会社が取締役が同姓同名であるため、その取締役の就任及び事後の変更の登記の申請書の氏名のほか生年月日を記載して登記の申請があつた場合は、申請は受理され、役員の下にカッコ書きで生年月日が登記される。（昭和五六・一・一九民第〇四四七号回答）  
⑨ 一定時総会が定款に定められた時期に開かれなかつた場合の取締役及び監査役の任期満了による退任の日は、定款所定の定時総会の開かれるべきであつた期間の満了の日である。  
⑩ 一定時株主総会の延会又は続会の期限は、基準日から二カ月を超える場合でも、相当の期間内であれば差し支えない。（昭和三八・五・一八民甲第 三五六号回答）  
⑪ 定款に一増員、補充により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残期間と同一とする旨の定めがない場合、一定時株主総会その定をなし、かつ増員、補充役員を含む全役員が任期満了（任期伸長の規定あり）による改選を行ないその登記の申請があつたときは、受理できる。（昭和三七・一〇・一五民第〇二二五号回答）  
⑫ 役員が任期が定時総会の終結をもって満了する旨の定款の定めがある株式会社において、役員が改選に当たり、当該定時株主総会の議事録に任期満了の旨の記載があるときは、退任を証する書面として別に定款を添付する必要はない。



債権者を書するおそれがないことを証する書面  
八 株式移転完全子会社が株券発行会社であるときは、第五十九条第一項第二号に掲げる書面  
九 株式移転完全子会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百七十三条第一項第九号に規定する場合には、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

❖ 株式移転 会社二32〔株式移転の登記〕会社九二五、  
〔株式移転計画書〕会社七二七・七三三  
中 株式移転による設立の登記の申請書に添付すべき定款については、通常の原始定款と異なり、公証人による認証を要しない。  
(平成二二・一・五民四第九号通知)

### 〔同時申請〕

**第九一条** 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合において、本店の所在地における株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社がする株式交換又は株式移転による新株予約権の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全親会社又は株式移転により設立する株式会社以下「株式移転設立完全親会社」という)の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

② 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合には、本店の所在地における前項の登記の申請と第八十九条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

③ 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の代表取締役、委員会設置会社にあつては、代表執行役の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合において、第八十九条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

③ 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の代表取締役(指名委員会設置会社にあつては、代表執行役)の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。  
〔会社法の一部を改正する法律(平成二六年法九〇号)の施行の日から施行〕

❖ 〔新株予約権の変更の登記〕会社九一③12・九五

② 〔同時申請(却下)〕法九二〔申請書の受付等〕準五九

**第九二条** 株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

② 株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、株式交換による変更の登記又は株式移転による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

❖ 〔却下〕法二四、準五三  
② 〔申請書の送付〕規七九

### 第六節 合名会社の登記

#### 〔添付書面の通則〕

**第九三条** 登記すべき事項につき総社員の同意又はある社員若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

❖ 〔登記事項〕会社九二、〔総社員の同意を要するとき〕

**(設立の登記)**  
第九四条 設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 合名会社を代表する社員が法人であるときは、次に掲げる書面

イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

ロ 当該社員の職務を行うべき者の選任に関する書面

ハ 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面

三 合名会社の社員(前号に規定する社員を除く。)が法人であるときは、同号イに掲げる書面。ただし、同号イただし書に規定する場合を除く。

❖ 〔設立の登記〕会社九二〔申請人〕法九五・四七①、  
〔添付書面の通則〕法九三〔合名会社登記簿〕法六六

規一、〔印鑑の提出〕法二〇、登記の方法 規九、準五五

#### 〔準用規定〕

**第九五条** 第四十七条第一項及び第四十八条から第五十三条までの規定は、合名会社の登記について準用する。

#### 〔社員の加入又は退社等による変更の登記〕

**第九六条** 合名会社の社員の加入又は退社による変更の登記の申請書には、その事実を証する書面(法人である社員の加入の場合にあつては、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面を含む)を添付しなければならない。

百六十七条の規定による清算に係る計算の承認があつたことを証する書面(同法第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合に於ては、その財産の処分が完了したことを証する総社員が作成した書面)を添付しなければならない。

❖「清算終了の登記」会社九二九、「登記の方法」規三九・四三

中清算人の就任登記がある会社について、裁判所から破産終結による登記の嘱託がき、当該登記紙を閉鎖している場合において、当該会社の清算人から、本店の所在地を管轄する登記所に清算終了でない旨の申出があつたときは、商業登記規則第七十二条の規定に準じ、当該登記用紙を復活する。

〔平成九・三・一七民四第九六号通知  
中合名会社の任意清算の場合の清算終了の登記の申請は、代表社員からする。〕

〔昭和三六・三・一五民甲第五八九号回答  
1 清算人が清算の終了の登記をしても、本店に会社が消滅するのではなく、残余財産が存する間は会社は依然存続する。〕

〔大判大正八・二・二民録二五・三九五〕

### 第一〇三條 合名会社の設立の無効又は取消しの訴えに

係る請求を認容する判決が確定した場合において、会社法第八百四十五条の規定により合名会社を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本を添付しなければならない。

❖「設立無効、取消と会社の継続」会社八四四、「継続の登記」会社九一七、「登記の方法」規八五

中商法第九七条 現・会社法第九七条の会社継続の登記期間は、継続決議の時より起算する。

〔昭和一五・四・一七民甲第四七号通達  
中解散会社が、会社継続の決議をした場合、あらたに取締役を選任しなければならない。〕

〔昭和二五・一・三〇民甲第七二号通達  
中存立時期の満了より解散事由の発生している株式会社を継続するに、解散の登記及び清算人就任の登記をした後、継続の登記並びに存立時期、取締役及び代表取締役の変更の登記をするのが相当である。〕

〔昭和三九・一・二九民甲第二〇六号通達  
中持分会社の種類の變更の登記〕

### 第一〇四條 合名会社が会社法第六百三十八条第一項の規定により合資会社又は合同会社となつた場合の合資会社又は合同会社についてする登記

成立の年月日、合名会社の商号並びに持分会社の種類を變更した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

❖「登記期間」会社九一九、「添付書面」法一〇五、「申請の方式等」法一〇六、「登記の方法」規八八・八九

### 第一〇五條 合名会社が会社法第六百三十八条第一項第一号又は第二号の規定により合資会社となつた場合の合資会社についてする登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面
- 三 有限責任社員を加人させるときは、その加人を証する書面(法人である社員の場合にあつては、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面を含む)

合名会社が会社法第六百三十八条第一項第三号の規定により合同会社となつた場合の合同会社についてする登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 会社法第六百四十一条第一項の規定による出資に係る払込み及び給付が完了したことを証する書面

❖「定款の變更による持分会社の種類の變更」会社六三八

〔持分会社の種類の變更の登記〕会社九一九、「申請の方式等」法一〇六、「登記の方法」法一〇四、規三九

### 第一〇六條 合名会社が会社法第六百三十八条第一項の規定により合資会社又は合同会社となつた場合の合名会社についてする登記の申請と前条第一項又は第二項の登記の申請とは、同時にしなければならない。

申請書の添付書面に關する規定は、合名会社についての前項の登記の申請については、適用しない。

② 登記官は、第一項の登記の申請のいずれかにつき、第三十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

❖「[資質、合同会社]についての登記」法一〇四・一〇五、九・四三

〔却下〕法二四、準五三

### 第一〇七條 合名会社が組織變更をした場合の組織變更後の株式会社についてする登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 組織變更計画書
- 二 定款
- 三 組織變更後の株式会社の取締役(組織變更後の株式会社)が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を會計に關するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む)である場合に於ては、取締役及び監査役 が就任を承諾したことを証する書面

三 組織變更後の株式会社の取締役(組織變更後の株式会社)が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を會計に關するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む)である場合に於ては、取締役及び監査役、組織變更後の株式会社が監査等委員設置会社である場合に於ては、監査等委員

である取締役及びそれ以外の取締役が就任を承諾したことを証する書面  
 （会社法の一部を改正する法律（平成十六年法九〇号）の施行の日から施行）

四 組織変更後の株式会社会計参事又は会計監査人を定めるときは、第五十四条第二項各号に掲げる書面

五 第四十七条第二項第六号に掲げる書面

六 会社法第七百八十一条第二項において準用する同法第七百七十九条第二項（第三号を除く。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として当該財産を信託したこと又は当該組織変更しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

② 第七十六条及び第七十八条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

❖組織変更後の会社についてする登記 会社九二〇〔組織変更計画書 会社七四三、七四六〕〔登記事項の記録方法 等〕規八九、七六

〔合併の登記〕

第八〇八条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 第八十条第五号から第十号までに掲げる書面

三 会社法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第二項（第三号を除く。）の規定による公告及び催告 同法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べ

た債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として当該財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面  
 四 法人が吸収合併存続会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面  
 新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

② 新設合併契約書

一 新設合併契約書

二 第八十一条第五号及び第七号から第十号までに掲げる書面

三 新設合併消滅会社が株式会社であるときは、総株主の同意があつたことを証する書面

四 法人が新設合併設立会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

③ 第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は、合名会社の登記について準用する。

❖吸収合併による変更の登記 会社九二一、〔新設合併による設立の登記 会社九二三〕〔添付書類〕法九三〔登記事項の記録方法〕規七七

※通の吸収合併契約書に基づきA株式会社が存続会社となりB株式会社及びC株式会社が消滅会社となる吸収合併をした場合であっても、吸収合併は、消滅会社に各別に行われたものであることから、Aについての吸収合併による変更の登記の申請は、各消滅会社に行うべきである。（平成二〇・六・二五民商第一七四七号）

〔会社分割の登記〕

第一〇九条 吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収分割契約書  
 二 第八十五条第五号から第八号までに掲げる書面

三 会社法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第二項（第三号を除く。）の規定による公告及び催告（同法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として当該財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面  
 四 法人が吸収分割承継会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面  
 新設分割による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

② 新設分割計画書

一 新設分割計画書

二 第八十六条第五号から第八号までに掲げる書面

三 法人が新設分割設立会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

③ 第八十七条及び第八十八条の規定は、合名会社の登記について準用する。

❖吸収分割による変更の登記 会社九三三、〔吸収分割契約書 会社七五七、七六〇〕〔新設分割による設立の登記 会社九二四〕〔新設分割計画書 会社七二六、七二五〕

第七節 合資会社の登記

〔設立の登記〕

第一一〇条 設立の登記の申請書には、有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面を添付しなければならない。

❖〔設立登記事項〕 会社九三三、〔申請人〕法二一・四七  
 ①〔合資会登記簿〕法六、規一、〔登記の方法〕規三

らな。

※ 司法局等の長への通知 規一八「公告」法一八「登録証交付」：連合会則「登録拒否理由」法〇〇①

② 登録を拒否された場合の審査請求

第二十条 第十條第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、法務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

③ 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、法務大臣は、日本司法書士会連合会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

（登録を拒否された場合の審査請求）

第二二条 第十條第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、法務大臣に対して審査請求をすることができる。

② 第九條第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して審査請求をすることができる。

③ 前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五條第二項及び第三項並びに第四十六條第二項の規定の適用については、日本司法書士会連合会の上級行政庁とみなす。  
（行政不服審査法（平成二十六年法六八号）の施行の日から施行）

※ 審査請求書の記載事項 行不審一五「連合会の処分

：行政処分（性）審査請求と行政訴訟

（所属する司法書士会の変更の登録）

第三三條 司法書士は、他の法務局又は地方方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に、所属する司法書士会の変更の登録の申請をしなければならない。

② 司法書士は、前項の変更の登録の申請をするときは、現に所属する司法書士会にその旨を届け出なければならない。

③ 第一項の申請をした者が第五十七條第一項の規定による入会の手続きをとつていないときは、日本司法書士会連合会は、変更の登録を拒否しなければならない。

④ 前二條の規定は、第一項の変更の登録の申請に準用する。  
※ 所属司法書士会 法九①、五七（入会、退会手続）、法務局等の長への通知 規一八②

（登録事項の変更の届出）

第一四條 司法書士は、司法書士名簿に登録を受けた事項に変更（所属する司法書士会の変更を除く）が生じたときは、遅滞なく、所属する司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出なければならない。

※ 登録事項 法八①、規一五②「法務局等の長の通知 規一八③

（登録の取消し）

第一五條 司法書士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消さなければならない。

- 一 その業務を廃止したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 司法書士となる資格を有しないことが判明したとき。

四 第五条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

② 司法書士が前項各号に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、当該司法書士が所属し、又は所属していた司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出なければならない。

※ 「登録業者」法八「法務局等の長への通知 規一八①「不服申立」法一七（二）③準用、「公告」法一八「地方公務員法三八條の兼業承認が得られない司法書士兼業の教員は本条三号に該当する。昭和三八・一・二四民甲第一九五号回答

第一六條 司法書士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消すことができる。

- 一 引き続き二年以上業務を行わないとき。
- 二 身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき。

② 日本司法書士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該司法書士に書面により通知しなければならない。

③ 第十條第一項後段の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。

※ 「取消事由の調査」：連合会則「司法書士会」「法務局等の長への通知 規一八①」「不服申立」法一七「公告」法一八「不利益処分をしようする場合の聴聞」行政手続三三

（登録拒否に関する規定の準用）

第一七條 第十二條第一項及び第三項の規定は、第十五條第一項又は前条第一項の規定による登録の取消しに準用する。

（登録拒否に関する規定の準用）

第一七條 第十七條第一項及び第三項の規定は、第十五條第一項又は前条第一項の規定による登録の取消

『詳細登記六法〔平成二十七年版〕』

正誤表（平成二十六年二月二十五日）

一部の法令において、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に係る未施行法令の掲載が欠落しておりました。ご使用に際しご不便をおかけしますことをお詫びし、謹んで訂正いたします。

以下の法令の「ミカケ部分」が訂正箇所となります。

# ◆一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

平成二八・六・二  
法 四 八

最終改正 平成二六・六・二七法九一  
〔最終改正までの未施行法令〕 平成二六・六・一七法九一

## 第一章 総則

### 第一節 通則

#### (趣旨)

第一条 一般社団法人及び一般財団法人の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般社団法人等 一般社団法人又は一般財団法人をいう。
- 二 大規模一般社団法人 最終事業年度（各事業年度に係る第二百二十三条第二項に規定する計算書類につき第百二十六条第二項の承認（第百二十七条前段に規定する場合にあつては、第百二十四条第三項の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。）に係る貸借対照表（第百二十七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時社員総会に報告された貸借対照表をい）一般社団法人の成立後最初の定時社員総会までの間において、第百二十三条第一項の貸借対照表をいう。）の負債の部に計上した額の合計額が二百億円

以上である一般社団法人をいう。

三 大規模一般財団法人 最終事業年度（各事業年度に係る第百九十九条において準用する第百二十三条第二項に規定する計算書類につき第百九十九条において準用する第百二十六条第二項の承認（第百九十九条において準用する第百二十七条前段に規定する場合にあつては、第百九十九条において準用する第百二十四条第三項の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。）に係る貸借対照表（第百九十九条において準用する第百二十七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表をい）一般財団法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、第百九十九条において準用する第百二十三条第一項の貸借対照表をいう。）の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上である一般財団法人をいう。

四 子法人 一般社団法人又は一般財団法人がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

五 吸収合併 一般社団法人又は一般財団法人が他の一般社団法人又は一般財団法人とする合併であつて、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併後存続する法人に承継させるものをいう。

六 新設合併 二以上の一般社団法人又は一般財団法人がする合併であつて、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併により設立する法人に承継させるものをいう。

七 公告方法 一般社団法人又は一般財団法人が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。

#### (法人格)

第三条 一般社団法人及び一般財団法人は、法人とする。

(住所)  
第四条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

### 第二節 法人の名称

#### (名称)

第五条 一般社団法人又は一般財団法人は、その種類に従い、その名称中に一般社団法人又は一般財団法人という文字を用いなければならない。

- ① 一般社団法人は、その名称中に、一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- ② 一般財団法人は、その名称中に、一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- ③ 一般財団法人は、その名称中に、一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(一般社団法人又は一般財団法人と誤認させる名称等の使用の禁止)

第六条 一般社団法人又は一般財団法人でない者は、その名称又は商号中に、一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第七条 何人も、不正の目的をもって、他の一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

② 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によつて事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財団法人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(自己の名称の使用を他人に許諾した一般社団法人又は一般財団法人の責任)

第八条 自己の名称を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した一般社団法人又は一般財団法人は、

第二節 社員

第一款 総則

(経費の負担)

第二七条 社員は、定款で定めるところにより、一般社団法人に対し、経費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第二八条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

② 前項ただし書の規定による定款の定めがある場合であっても、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができる。

(法定退社)

第二九条 前条の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 一 定款で定めた事由の発生
- 二 総社員の同意
- 三 死亡又は解散
- 四 除名

(除名)

第三〇条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によつてすることができる。この場合において、一般社団法人は、当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもつて当該社員に対抗することができない。

第一款 社員名簿等

第二一条 一般社団法人は、社員の氏名又は名称及び住

所を記載し、又は記録した名簿(以下「社員名簿」という。)を作成しなければならない。

(社員名簿の備置き及び閲覧等)

第三二条 一般社団法人は、社員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 社員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 社員名簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

③ 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が当該一般社団法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

(旧三号を削り、旧四号・五号を三号・四号に繰上げ)  
(会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

四 請求者が社員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

五 請求者が、過去二年以内において、社員名簿の閲

覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(社員に対する通知等)

第三三条 一般社団法人が社員に対してする通知又は催告は、社員名簿に記載し、又は記録した当該社員住所(当該社員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該一般社団法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあつては発すれば足りる。

② 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

③ 前二項の規定は、第三十九条第一項の通知に際して社員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したものとあるのは、当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

(社員に対する通知の省略)

第三四条 一般社団法人が社員に対してする通知又は催告が五年以上継続して到達しない場合には、一般社団法人は、当該社員に対する通知又は催告をすることを要しない。

② 前項の場合には、同項の社員に対する一般社団法人の義務の履行を行う場所は、一般社団法人の住所地とする。

第三節 機関

第一款 社員総会

(社員総会の権限)

第三五条 社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に

提出することを請求することができる。

**第七二条 監事設置一般社団法人の同意等**

次に掲げる行為をするには、監事(監事が二人以上ある場合にあつては、その過半数)の同意を得なければならない。

- 一 会計監査人の選任に関する議案を社員総会に提出すること。
- 二 会計監査人の解任を社員総会の目的とする。
- 三 会計監査人を再任しないことを社員総会の目的とすること。

② 監事は、理事に対し、次に掲げる行為をすることを請求することができる。

- 一 会計監査人の選任に関する議案を社員総会に提出すること。
- 二 会計監査人の選任又は解任を社員総会の目的とする。
- 三 会計監査人を再任しないことを社員総会の目的とする。

**(会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定)**

**第七三条 監事設置一般社団法人においては、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。**

② 監事が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監事が」とあるのは、「監事の過半数をもつて」とする。

(会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

**(監事等の選任等についての意見の陳述)**

**第七四条 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。**

② 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される社員総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

③ 理事は、前項の者に対し、同項の社員総会を招集する旨及び第三十八條第一号に掲げる事項を通知

しなければならない。

④ 第一項の規定は会計監査人について、前二項の規定により会計監査人を辞任した者及び第七十一条の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再び又は辞任について、社員総会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。

**(役員等に欠員を生じた場合の措置)**

**第七五条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。**

② 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員職務を行べき者を選任することができる。

③ 裁判所は、前項の一時役員職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

④ 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

⑤ 第六十八條及び第七十一条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行べき者について準用する。

**第四款 理事**

**第七六条 理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人、理事会設置一般社団法人を除く。以下この条において同じ。)の業務を執行する。**

② 理事が二人以上ある場合には、一般社団法人の業務

は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもつて決定する。

③ 前項の場合には、理事は、次に掲げる事項についての決定を各理事に委任することができる。

- 一 従たる事務所設置、移転及び廃止
- 二 第三十八條第一号各号に掲げる事項
- 三 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 四 第四百十四條第一項の規定による定款の定めに基づき、第四百十一條第一項の責任の免除

④ 大規模一般社団法人においては、理事は、前項第三号に掲げる事項を決定しなければならない。

**(一般社団法人の代表)**

**第七七条 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。**

② 前項本文の理事が二人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表する。

③ 一般社団法人(理事会設置一般社団法人を除く。)は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によつて、理事の中から代表理事を定めることができる。

④ 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

⑤ 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

**(代表者の行為についての損害賠償責任)**

**第七八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。**

**(代表理事に欠員を生じた場合の措置)**

**第七九条 代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表**



（監事が二人以上ある場合）については、その過半数の同意を得なければならない。

#### 第八款 役員等の損害賠償責任

#### （役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任）

- ① 第一条 理事、監事又は会計監査人（以下この款及び第二百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に對し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。
- ② 理事が第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
- ③ 第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて一般社団法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事はその任務を怠つたものと推定する。

- 一 第八十四条第一項の理事
- 二 一般社団法人が当該取引をすることを決定した理事
- 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

#### （一般社団法人に対する損害賠償責任の免除）

第二一条 前条第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

#### （責任の一部免除）

第二三条 前条の規定にかかわらず、役員等の第一百一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第十五条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によつて免除することができる。

- 一 賠償の責任を負う額
- 二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハ

までに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数乗して得た額

イ 代表理事 六

ロ 代表理事以外の理事であつて外部理事（一般社団法人の理事であつて、当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事、代表理事、代表理事以外の理事であつて理事の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。以下この章において「同じ」とは、使用人だけでなく、かつ、過去に当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人となつたことがないものをいう。以下この款及び第三百一条第二項第十三号において「同じ」とでないもの）

ハ 外部理事、監事又は会計監査人 二

ロ 代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの

- ① 理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの
- ② 当該一般社団法人の業務を執行した理事

③ 当該一般社団法人の使用人

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く）、監事又は会計監査人 二

（会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行）

② 前項の場合には、理事は、同項の社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定によつて免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

③ 監事設置一般社団法人においては、理事は、第一百一条第一項の責任の免除、理事の責任の免除に限る。）に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合）においては、各監事の同意を得なければならない。

④ 第一項の決議があつた場合において、一般社団法人

が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の法務省令で定める財産上の利益を与えるときは、社員総会の承認を受けなければならない。

#### （理事等による免除に関する定款の定め）

第一四一条 第十二条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、第一百一条第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事が当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）によつて免除することができる旨を定款で定めることができる。

② 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定め）に限る。を設ける議案を社員総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

③ 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに関する議案がある場合には一定の期間内に当該決議を述べべき旨を社員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

④ 総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）にあっては、その割合以上の議決権を有する社員が同項の期間内に同項の決議を述べたときは、一般社団法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

⑤ 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

**（責任限定契約）**

**第二一五条** 第一百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、外部役員等、外部理事、外部監事（一般社団法人の監事であつて、過去に当該一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人となつたことがないものをいう。第三十条第二項第十四号において同じ。）又は会計監査人をいう。以下この条及び同項第十二号において同じ。）の第一百一条第一項の責任について、当該外部役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定めた額の範囲内であらうと認められ、一般社団法人が定めた額と最低責任額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員等と締結することができる旨を定めて定めることができる。

② 前項の契約を締結した外部役員等が当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失ふ。

③ 第一百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（外部理事と契約を締結することができる旨を定める旨に限定。）を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。

④ 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である外部役員等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。

一 第一百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

三 第一百十一條第一項の損害のうち、当該外部役員等が賠償する責任を負わないとされた額

⑤ 第一百十三条第四項の規定は、外部役員等が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

**（責任限定契約）**

**第二一五条** 第一百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、理事（業務執行理事、代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて、一般社団法人の業務を執行する理事と）に選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び同項第十四条第三項において同じ。）又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。監事又は会計監査人（以下この条及び第三十条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。第三十条第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらうと認められ、一般社団法人が定めた額と最低責任

限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

② 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般社団法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失ふ。

③ 第一百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。

④ 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならぬ。

一 第一百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

三 第一百十一條第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額

⑤ 第一百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する法律の施行の日から施行（会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行）

**（理事が自己のためにした取引に関する特則）**

**第二一六条** 第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第一百十一條第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができる。

② 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

**（役員等の第三者に対する損害賠償責任）**

**第二一七条** 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

② 次の各号に掲げる者が、当該者に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることを注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録

ロ 基金（第三百三十一條に規定する基金をいう。）

を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならぬ重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該一般社団法人の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ハ 虚偽の登記

ニ 虚偽の公告（第二百二十八条第三項に規定する措置を含む。）

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

**（役員等の連帯責任）**

**第二一八条** 役員等が一般社団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

**第四節 計算**

**第一款 会計の原則**

**第二一九条** 一般社団法人の会計は、その行う事業に依つて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従ふものとする。

**第二款 会計帳簿**

**（会計帳簿の作成及び保存）**

**第二二〇条** 一般社団法人は、法務省令定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならぬ。

② 一般社団法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならぬ。

**（会計帳簿の閲覧等の請求）**

**第二二一条** 総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合において、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録を

もつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求  
第三十二条第三項の規定は、前項の請求について準用する。

② 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。  
一 当該請求を行う社員以下この項において「請求者」といふのが、その権利の確保又は行使に關する調査以外の目的で請求を行ったとき、  
二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき、  
三 請求者が当該一般社団法人の業務と実質的に競争關係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき、  
四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき、  
五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（会計帳簿の提出命令）  
第二二条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができ、  
第三款 計算書類等

（計算書類等の作成及び保存）  
第二三条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。  
② 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいふ。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

③ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。  
④ 一般社団法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。  
（計算書類等の監査等）  
第二四条 監事設置一般社団法人においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。  
② 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。  
一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書  
二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書  
三 監事設置一般社団法人においては、前項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。  
（計算書類等の社員への提供）  
第二五条 理事会設置一般社団法人においては、理事は、定時社員総会の招集に際しては、法務省令で定めるところにより、社員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。  
（計算書類等の定時社員総会への提出等）  
第二六条 次の各号に掲げる一般社団法人においては、理事は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。  
一 監事設置一般社団法人 理事会設置一般社団法人  
二 及び会計監査人設置一般社団法人を除く。 第百二十四条第一項の監査を受けた計算書類及び事業報告  
三 会計監査人設置一般社団法人 理事会設置一般社団法人を除く。 第百二十四条第一項の監査を受けた計算書類及び事業報告  
三 理事会設置一般社団法人 第百二十四条第三項の

承認を受けた計算書類及び事業報告  
四 前三号に掲げるもの以外の一般社団法人 第百二十三条第二項の計算書類及び事業報告  
② 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。  
③ 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（会計監査人設置一般社団法人の特則）  
第二七条 会計監査人設置一般社団法人については、第百二十四条第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い一般社団法人の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定時社員総会に報告しなければならない。  
（貸借対照表等の公告）  
第二八条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大規模一般社団法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。  
② 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第三百三十一条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である一般社団法人は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することとする。  
③ 前項の一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報等、定時社員総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができ、この場合において、前二項の規定は、適用しない。

（計算書類等の備置及び閲覧等）  
第二九条 一般社団法人は、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第百二十四条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）をいふ。以下この条において同じ。）を、定時社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人にあつ

人にあるは、監事」とあるのは「監事」と、第八十六條第一項中「総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）」以上の議決権を有する社員」とあり、並びに同条第七項、第八十七條第一項第二号及び第八十八條第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、第九十條第四項第六号中「第百十四條第一項」とあるのは「第百九十八條において準用する第百十四條第一項」と、「第百九十九條第一項」とあるのは「第百九十八條において準用する第百二十一條第一項」と、第九十九條第二項中「裁判所の許可を得る」とあるのは「評議員は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも」と、同条第四項中「前二項の請求」とあるのは「前項の請求」と、「前二項の許可」とあるのは「同項の許可」と、第百四條第一項中「第七十七條第四項及び第八十一條」とあるのは「第七十七條第四項」と、第百七條第一項中「第百二十三條第二項」とあるのは「第百九十九條において準用する第百二十三條第二項」と、「第百七十七條第二項第一号」とあるのは「第百九十八條において準用する第百七十七條第二項第一号」と、同条第五項第一号中「第六十八條第三項第一号」とあるのは「第百七十七條において準用する第六十八條第三項第一号」と読み替へるものとする。

#### 第五款 役員等の損害賠償責任

**第九八條** 前章第三節第八款（第百七十七條第二項第一号を除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監事並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第百十一條第一項中「理事、監事又は会計監事（以下この款及び第三百一十一條第二項第二号において「役員等」という。）及び第三百二條第二項第九号において「役員等」という。）又は評議員」と、同条第二項中「第百八十四條第一項」とあるのは「第百九十七條において準用する第百八十四條第一項」と、同条第三項中「第百八十四條第二項第一号」とあるのは「第百九十七條において準用する第百八十四條第一項」と、同項第一号中「第百八十四條第一項」とあるのは「第百九十七條において準用する第百八十四條第一項」と、第百十三條第一項第二号中「第百三十一條第一号」と、第百十三條第一項第二号中「第百三十一條第一号」と、第百十四條第一項中「二項中」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「一に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）」以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）」以上の評議員が前項」と、第

二項中「二項中」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「一に関する議案」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）」以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）」以上の評議員が前項」と、第百十五條第一項中「第百二條第二項第十四号」とあるのは「第百三十二條第二項第十四号」と、「同項第十二号」とあるのは「同項第十号」と、第百十六條第一項中「第百八十四條第一項第二号」とあるのは「第百九十七條第一項及び第百九十八條中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員」と、第百九十七條第二項第一号中「第百二十八條第三項」とあるのは「第百九十九條において準用する第百二十八條第三項」と読み替へるものとする。

#### 第一九八條 前章第三節第八款（第百七十七條第二項第一号を除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監事並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第百十一條第一項中「理事、監事又は会計監事（以下この款及び第三百一十一條第二項第二号において「役員等」という。）又は評議員」と、同条第二項中「第百八十四條第一項」とあるのは「第百九十七條において準用する第百八十四條第一項」と、同条第三項中「第百八十四條第二項第一号」とあるのは「第百九十七條において準用する第百八十四條第一項」と、同項第一号中「第百八十四條第一項」とあるのは「第百九十七條において準用する第百八十四條第一項」と、第百十三條第一項第二号中「第百三十一條第一号」と、第百十三條第一項第二号中「第百三十一條第一号」と、第百十四條第一項中「二項中」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「一に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）」以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）」以上の評議員が前項」と、第

百十五條第一項中「第百三十一條第二項第十二号」とあるのは「第百三十一條第二項第十二号」と、第百十六條第一項中「第百八十四條第一項第二号」とあるのは「第百九十七條において準用する第百八十四條第一項第二号」と、第百十七條第一項及び第百十八條第一項中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員」と、第百十七條第二項第一号中「第百二十八條第三項」とあるのは「第百九十九條において準用する第百二十八條第三項」と読み替へるものとする。

#### 第三節 計算

**第一九九條** 前章第四節（第百二十一條第一項後段及び第二項並びに第百二十六條第一項第一号、第二号及び第四号を除く。）の規定は、一般財団法人の計算について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第百二十一條第一項中「総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）」以上の議決権を有する社員」とあり、及び第百二十九條第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、第百二十五條中「社員」とあるのは「評議員」と、第百二十九條第一項及び第二項中「第五十八條第一項」とあるのは「第百九十四條第一項」と、同条第三項ただし書中「第二号」とあるのは「債権者が第二号」と読み替へるものとする。

#### 第四節 定款の変更

**第二〇〇條** 一般財団法人は、その成立後、評議員会の決議によつて、定款を変更することができる。ただし、第百五十三條第一項第一号及び第八号に掲げる事項に係る定款の定めについては、この限りでない。

① 前項ただし書の規定にかかわらず、設立者が同項ただし書に規定する定款の定めを評議員会の決議によつて変更することができる旨を第百五十二條第一項又は第二項の定款で定めたときは、評議員会の決議によつて、前項ただし書に規定する定款の定めを変更することができる。

③ 一般財団法人は、その設立の当時予見するところできなかつた特別の事情により、第一項ただし書に規定する定款の定めを変更しなれば、その運営の継続が不可能又は著しく困難となるに至つたときは、裁判所の許可を得て、評議員会の決議によつて、同項ただし書に規定する定款の定めを変更することができる。

⑦ 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七條及び第六百五十條の規定は、第二項の管理人について準用する。この場合において、同法第六百四十六条、第六百四十七條及び第六百五十條中「委任者」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替へるものとする。

#### 〔官庁等の債務大臣に対する通知義務〕

第二六三条 裁判所その他の官庁、檢察官又は吏員は、その職務上第二百六十一条第一項の申立て又は同項第三号の警告をすべき事由があることを知つたときは、債務大臣にその旨を通知しなければならない。

### 第二節 訴訟

#### 第一款 一般社団法人等の組織に関する訴え

##### （一般社団法人等の組織に関する行為の無効の訴え）

第二六四条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

- 一 一般社団法人等の設立 一般社団法人等の成立の日から二年以内
  - 二 一般社団法人等の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六箇月以内
  - 三 一般社団法人等の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六箇月以内
- ② 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。
- 一 前項第一号に掲げる行為 一般社団法人等の社員等、社員、評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下この款において同じ。
  - 二 前項第二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする一般社団法人等の社員等であつた者又は吸収合併存続法人の社員等、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしなかつた債権者
  - 三 前項第三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする一般社団法人等の社員

等であつた者又は新設合併設立法人の社員等、破産管財人若しくは新設合併について承認をしなかつた債権者

##### （社員総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）

第二六五条 社員総会又は評議員会（以下この款及び第三百十五條第二項第一号において「社員総会等」という。）の決議をもつて請求することができる。この確認を、訴えをもつて請求することができる。

② 社員総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもつて請求することができる。

##### （社員総会等の決議の取消しの訴え）

第二六六条 次に掲げる場合には、社員等は、社員総会等の決議の日から三箇月以内、訴えをもつて当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより理事、監事、清算人又は評議員（第七十五条第一項（第七十七条及び第二百十條第四項において準用する場合を含む。）又は第二百七十五条第一項の規定により理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。）となる者も、同様とする。

##### （社員総会等の決議の取消しの訴え）

第二六六条 次に掲げる場合には、社員等は、社員総会等の決議の日から三箇月以内、訴えをもつて当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより社員等（第七十五条第一項（第七十七条及び第二百十條第四項において準用する場合を含む。）又は第七十五条第一項の規定により理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。）となる者も、同様とする。（会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行）

- 一 社員総会等の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- 二 社員総会等の決議の内容が定款に違反するとき。
- 三 社員総会等の決議について特別の利害關係を有する社員が議決権を行使したことによつて、著しく不当

な決議がされたとき。

② 前項の訴えの提起があつた場合において、社員総会等の招集の手續又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

##### （一般社団法人等の設立の取消しの訴え）

第二六七条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、一般社団法人等の成立の日から二年以内に、訴えをもつて一般社団法人等の設立の取消しを請求することができる。

- 一 社員又は設立者が民法その他の法律の規定により設立に係る意思表示を取り消すことができるとき
  - 二 設立者又は設立者 当該社員又は設立者
- 当該社員又は設立者がその債権者を害することを知つて一般社団法人を設立したとき 当該債権者

##### （一般社団法人等の解散の訴え）

第二六八条 次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員又は評議員は、訴えをもつて一般社団法人等の解散を請求することができる。

一 一般社団法人等が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該一般社団法人等に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二 一般社団法人等の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該一般社団法人等の存立を危うくするとき。

#### （被告）

第二六九条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「一般社団法人等の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

- 一 一般社団法人等の設立の無効の訴え 設立する一般社団法人等
- 二 一般社団法人等の吸収合併の無効の訴え 吸収合

計監事人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

十一 第一百十四条第一項の規定による役員等の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め  
十二 第一百十五条第一項の規定による外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十二 第一百十五条第一項の規定による非業務執行理事等が負う責任の限度に関する契約の締結について定款の定めがあるときは、その定め  
(会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

十三 前号の定款の定めが外部理事に関するものであるときは、理事のうち外部理事であるものについて外部理事である旨  
十四 第十二号の定款の定めが外部監事に関するものであるときは、監事のうち外部監事であるものについて外部監事である旨

(旧十三号・十四号を削り、旧十五号・十六号を十三号・十四号に繰上げ)  
(会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

十五 第二百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

十六 公告方法  
十七 前号の公告方法が電子公告(第三百三十一条第一項第三号に規定する電子公告をいう。以下この号及び次条第二項第十五号において同じ。)であるときは、次に掲げる事項  
イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの  
ロ 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

十五 前号の公告方法が電子公告(第三百三十一条第一項第三号に規定する電子公告をいう。以下この号及び次条第二項第十三号において同じ。)であるときは、次に掲げる事項  
イ・ロ(略)

(会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

(二) 一般財団法人の設立の登記

第三〇二条 一般財団法人設立の登記は、その主たる事務所のある所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に行なわれなければならない。  
一 第六十一条第一項の規定による調査が終了した日  
二 設立者が定めた日  
② 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。  
一 目的  
二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所  
四 一般財団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め  
五 評議員、理事及び監事の氏名  
六 代表理事の氏名及び住所  
七 会計監事人設置一般財団法人であるときは、その旨及び会計監事人の氏名又は名称  
八 第五十七条において準用する第七十五条第四項の規定により選任された一時会計監事人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称  
九 第九十八条において準用する第百十四条第一項の規定による役員等の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

十 第九十八条において準用する第百十五条第一項の規定による外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十 第九十八条において準用する第百十五条第一項の規定による非業務執行理事等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め  
(会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

十一 前号の定款の定めが外部理事に関するものであるときは、理事のうち外部理事であるものについて外部理事である旨  
十二 第十二号の定款の定めが外部監事に関するものであるときは、監事のうち外部監事であるものについて外部監事である旨

十三 第九十九条において準用する第二百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの  
十四 公告方法  
十五 前号の公告方法が電子公告であるときは、次に掲げる事項  
イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの  
ロ 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

(旧十一号・十二号を削り、旧十三号・十四号・十五号を十一号・十二号・十三号に繰上げ)  
(会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

十五号を十一号・十二号・十三号に繰上げ)  
(会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

十三 第九十九条において準用する第二百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの  
十四 公告方法  
十五 前号の公告方法が電子公告であるときは、次に掲げる事項  
イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの  
ロ 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

(変更の登記)  
第三〇三条 一般社団法人等において第三百一条第二項各号又は前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)  
第三〇四条 一般社団法人等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める事項を登記しなければならない。  
一 一般社団法人 第三百一条第二項各号に掲げる事項  
二 一般財団法人 第三百二条第二項各号に掲げる事項

② 新所在地における登記においては、一般社団法人等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)  
第三〇五条 一般社団法人等の理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

十三 第九十九条において準用する第二百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの  
十四 公告方法  
十五 前号の公告方法が電子公告であるときは、次に掲げる事項  
イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの  
ロ 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

(旧十一号・十二号を削り、旧十三号・十四号・十五号を十一号・十二号・十三号に繰上げ)  
(会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

五 この法律の規定による調査を妨げたとき、  
六 官庁又は社員総会若しくは評議員会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいたとき。

六 官庁又は社員総会若しくは評議員会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。  
(会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

七 定款、社員名簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第百二十三条第二項(第百九十九条において準用する場合を含む。若しくは第百二十七条第一項の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第百四十六条第一項、第二百五十条第一項、第二百五十三条第二項、第二百五十六條第一項若しくは第百六十条第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第十四条第一項、第三十二条第一項、第五十条第五項、第五十一条第三項、第五十二条第四項、第五十七条第二項若しくは第三項、第五十八条第二項、第九十七条第二項(第百九十七条において準用する場合を含む。)、第百二十九条第一項若しくは第二項(第百九十九条において準用する場合を含む。)、第百五十六条第一項、第百九十三条第二項若しくは第三項、第百九十四条第二項、第二百二十三条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十六条第一項、第二百五十条第一項、第二百五十三條第二項、第二百五十六條第一項又は第百六十条第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

九 第六十六条第一項若しくは第百七十九条第一項の規定又は第四十七条第一項第一号、第八十七条第一項第一号、第百九十七条において準用する場合を含む。若しくは第百八十八条第一項第一号の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会又は評議員会を招集しなかつたとき。  
十 第四十三条又は第百八十四条の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を社員総

会又は評議員会の目的としなかつたとき。

十一 正当な理由がないのに、社員総会又は評議員会において、社員又は評議員の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十二 第七十二条第二項又は第七十三条第二項(これらの規定を第七十七条において準用する場合を含む。の)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を社員総会若しくは評議員会に提出しなかつたとき。

十二 第七十二条第二項(第百七十七条において準用する場合を含む。の)規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を社員総会若しくは評議員会に提出しなかつたとき。  
(会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

十三 理事、監事、評議員又は会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任(一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。)の手續をすることを怠つたとき。

十四 第九十二条第二項(第百九十七条及び第二百二十四条第十項において準用する場合を含む。の)規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十五 第百四十二条第一項の規定に違反して自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得したとき、又は同条第二項の規定に違反して当該債権を相当の時期に他に譲渡することを怠つたとき。

十六 第百四十四条第一項の規定に違反して代替基金を計上せず、又は同条第二項の規定に違反して代替基金を取り崩したとき。  
十七 第二百五十一条の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。  
十八 清算の結了を遅延させる目的で、第二百三十三条第一項の期間を不当に定めたとき。  
十九 第二百三十四条第一項の規定に違反して、債務

の弁済をしたとき。

二十 第二百三十七条の規定に違反して、清算法人の財産を引き渡したとき。

二十一 第二百四十八条第二項若しくは第五項、第二百五十二条第二項若しくは第五項又は第二百五十八条第二項若しくは第五項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき。

二十二 第三百三十三条において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の規定による調査を求めなかつたとき。

第三四三三條 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第三百三十三条において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第三百三十三条において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第三四四條 次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五條第二項の規定に違反して、一般財団法人であることと誤認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者

二 第五條第三項の規定に違反して、一般財団法人であることと誤認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者

三 第六條の規定に違反して、一般財団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

四 第七條第一項の規定に違反して、他の一般財団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

### 附則

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超

### ◆公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

〔平成二八・六・二  
法 四 九〕

最終改正 平成二六・六・一三法六九

〔最終改正までの未施行法〕 平成二六・六・一三法六九

六九

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となつてゐることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もつて公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

### （行政庁）

**第三条** この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

- 一 次に掲げる公益法人
  - イ 以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの
  - ロ 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの
- 二 前号に掲げる公益法人以外の公益法人
  - ハ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益目的事業であつて政令で定めるものを行うもの
  - ニ 前号に掲げる公益法人以外の公益法人
    - イ その事務所が所在する都道府県の知事

## 第二章 公益法人の認定等

### 第一節 公益法人の認定

#### （公益認定）

**第四条** 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

#### （公益認定の基準）

**第五条** 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 公益目的事業を行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を

図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによつて公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。

九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十二 会計監査人を置いていないものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用



〔委員長〕

④ 委員長は、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
③ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。  
② 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

〔事務局〕

④ 事務局は、事務局長のほか、所要の職員を置く。  
③ 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

第二款 諮問等

〔委員会への諮問〕

④ 第四三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八  
条又は第二十八條第五項(第二十九條第三項において  
準用する場合を含む。)の規定による許認可等行政機  
関の意見(第六條第三号及び第四号に該当する事由に  
有無に係るものを除く。)を付して、委員会に諮問し  
なければならぬ。ただし、委員会が諮問を要しない  
ものと認めたものについては、この限りでない。

一 公益認定の申請(第十一條第一項の変更の認定の  
申請又は第二十五條第一項の認可の申請に対する処  
分をしようとする場合(申請をした法人が第六條各  
号のいずれかに該当するものである場合及び行政手  
続法第七條の規定に基づきこれらの認定を拒否する  
場合を除く。))  
二 第二十八條第一項の勧告、同条第三項の規定によ  
る命令又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定  
による公益認定の取消し(以下「監督処分等」とい  
う。)をしようとする場合(次に掲げる場合を除く。))  
イ 監督処分等を受ける公益法人が第二十九條第一  
項第一号又は第四号のいずれかに該当するもので  
ある場合

ロ 第十三條第一項若しくは第二十四條第一項の規  
定による届出又は第二十二條第一項の規定による  
財産目録等の提出をしなかつたことを理由として  
監督処分等をしようとする場合  
ハ 第四十六條第一項の勧告に基づいて監督処分等

② をしようとする場合

④ 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮  
問しなければならぬ。ただし、委員会が諮問を要し  
ないものと認めたものについては、この限りでない。  
一 第五條第三号から第五号まで、第十号、第十一号、  
第十二号ただし書、第十五号ただし書及び第十七号  
ト、第十五号ただし書(以下「読み替えて準用する第四  
十三條第一項ただし書及び第五項ただし書並びに別表  
第二十三号の政令の制定又は改廃の立案をしよう  
とする場合並びに第五條第十三号及び第十五号、第七  
條第一項並びに第二項第四号及び第六号、第十一條  
第二項及び第三項、第十三條第一項(第二号を除  
く。)、第十五号イ、第十八條、第二十八條ただし書  
並びに第四号、第七号及び第八号、第二十一條第一  
項及び第二項、第二十三條、第二十四條第一項、第  
二十七條第一項、第三十三條第二項第三号(第二十五  
條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含  
む。))及び第三項、次条第一項並びに第四十六條各  
二項の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合  
二 第六十條の規定による指示を行おうとする場合  
三 第二十八條第三項の規定による命令又は第二十九條第一  
項第二号若しくは第三号若しくは第二項の規定による  
公益認定の取消し(以下「行政不服審査法(昭和三十  
七年法律第六十号)による異議申立に対する決定をし  
ようとする場合)には、次に掲げる場合を除き、委  
員会に諮問しなければならぬ。ただし、委員会が  
諮問を要しないものと認めたものについては、この限  
りでない。

一 異議申立てが不合法であるとして却下する場合  
二 異議申立てをした一般社団法人若しくは一般財団  
法人又は公益法人が第六條各号のいずれかに該当す  
るものである場合  
三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督  
処分等についての異議申立てである場合

③ 内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処分  
第二十八條第三項の規定による命令又は第二十九條  
第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の規定  
による公益認定の取消し(以下「審査請求に対す  
る裁決をしようとする場合には、次に掲げる場合を

除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、  
委員が諮問を要しないものと認めたものについて  
は、この限りでない。

一 審査請求が不合法であるとして却下する場合  
二 審査請求をした一般社団法人若しくは一般財団  
法人又は公益法人が第六條各号のいずれかに該当  
するものである場合  
三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監  
督処分等についての審査請求である場合  
(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)  
の施行の日から施行)

〔答申の公表等〕

④ 第四四條 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、  
内閣府令で定めるところにより、その内容を公表しな  
ければならない。

② 委員会は、前項の答申をしたときは、内閣総理大臣  
に対し、当該答申に基づいてとつた措置について報告  
を求めることができる。

〔内閣総理大臣による送付等〕

④ 第四五條 内閣総理大臣は、第十三條第一項、第二十四  
條第一項又は第二十六條第一項から第三項までの規定  
による届出に係る書類の写し及び第二十二條第一項の  
規定により提出を受けた財産目録等の写しを委員会に  
送付しなければならない。

② 内閣総理大臣は、第三十一條の規定により許認可等  
行政機関が述べた意見(公益法人が第六條第三号又は  
第四号に該当する事由に係る意見を除く。)を委員会  
に通知しなければならない。

③ 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に掲げる  
措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなけれ  
ばならない。

一 公益認定の申請(第十一條第一項の変更の認定の  
申請又は第二十五條第一項の認可の申請に対する処  
分行政手続法第七條の規定に基づく拒否を除く。))  
二 監督処分等(次条第一項の勧告に基づく監督処分  
等を除く。))  
三 第四十三條第二項第一号の政令の制定又は改廃の  
立案及び同号の内閣府令の制定又は改廃

四 第四十三条第三項に規定する異議申立てに対する決定、異議申立てが不適法であることによる却下の決定を除く。

四 第四十三条第三項に規定する審査請求に対する裁決（審査請求が不適法であることによる却下の裁決を除く。）  
（行政不服審査法平成二十六年法律第六十八号の施行の日から施行）

五 第六十条の規定による指示

#### （委員会による勧告等）

第四六条 委員会は、前条第一項若しくは第二項の場合又は第五十九条第一項の規定に基づき第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。

② 委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。  
③ 委員会は、第一項の勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

#### 第三款 雑則

#### （資料提出その他の協力）

第四七条 委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（事務の処理状況の公表）  
第四八条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

#### （政令への委任）

第四九条 この節に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第二節 都道府県に置かれる合議制の機関

#### （設置及び権限）

第五〇条 都道府県に、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するため、審査会その他の合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置く。政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

#### （合議制の機関への諮問）

第五一条 第四十三条（第二項を除く。）の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第一項中「付して、委員会」とあるのは「付して、第五十条第一項に規定する合議制の機関」ということにおいて単に「合議制の機関」ということ、同項ただし書中「委員会」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同項第二号ハ中「第四十六条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第四十六条第一項」と、同条第三項中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と読み替えるものとする。

#### （答申の公表等）

第五二条 第四四条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### （都道府県知事による通知等）

第五三条 都道府県知事は、第六十条の規定による指示が当該都道府県知事に対して行われた場合には、その旨を合議制の機関に通知しなければならない。

② 第四十五条（第三号及び第五号を除く。）の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第一項中「委員会」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）」と、同条第二項及び第三項中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、同項第二号中「次条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する次条第一項」と、同項第四号中「第四十三条第三項」とあるのは「第五十一条において準用する第四十三条第三項」と読み替えるものとする。

#### （合議制の機関による勧告等）

第五四条 第四六条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十三条第二項において準用する前条第一項若しくは第二項」と、「第五十九条第一項」とあるのは「第五十九条第二項」と、同項及び同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### （資料提出その他の協力）

第五五条 第四七条の規定は、合議制の機関について準用する。

#### 第四章 雑則

#### （協力依頼）

第五六条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

#### （情報の提供）

第五七条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人

●後見登記等に関する法律

〔平成二・一・二・八  
法 一 一 五 三〕

最終改正 平成二六・六・一三法六九

〔最終改正までの未施行法令〕平成二六・六・一三法六九

（趣旨）

第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見（後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ。）保佐及び補助に関する登記並びに任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）に規定する任意後見契約の登記（以下「後見登記等」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（登記所）

第二条 後見登記等に関する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（次条において「指定法務局等」という。）が、登記所としてつかさどる。

② 前項の指定は、告示してしなければならない。

（登記官）

第三条 登記所における事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局長が指定した者が、登記官として取り扱う。

（後見等の登記等）

第四条 後見、保佐又は補助（以下「後見等」と総称する。）の登記は、嘱託又は申請により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。第九条において同じ。）をもって調製する後見登記等ファイルに、次に掲げる事

項を記録することによって行う。

- 一 後見等の種別、開始の審判をした裁判所、その審判の事件の表示及び確定の年月日
- 二 成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」と総称する。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）
- 三 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」と総称する。）の氏名又は名称及び住所
- 四 成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見監督人等」と総称する。）が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所
- 五 保佐人又は補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為
- 六 後見人又は補助人に代理権が付与されたときは、その代理権の範囲
- 七 数人の成年後見人等又は数人の成年後見監督人等が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め
- 八 後見等が終了したときは、その事由及び年月日
- 九 家事事件手続法（平成十三年法律第五十二号）第九十二条第一項、同条第五項並びに同法第三百三十五條及び第四百四條において準用する場合を含む。）の規定により成年後見人等又は成年後見監督人等の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その旨
- 十 前号に規定する規定により成年後見人等又は成年後見監督人等の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及び住所
- 十一 登記番号
- ② 家事事件手続法第百二十六条第二項、第百三十四条第二項又は第百四十三条第一項の規定による審判前の保全処分（以下「後見命令等」と総称する。）の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。
  - 一 後見命令等の種別、審判前の保全処分をした裁判所、その審判前の保全処分の事件の表示及び発効の

年月日

- 二 財産の管理者の後見、保佐又は補助を受けるべきことを命ぜられた者（以下「後見命令等の本人」と総称する。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）
- 三 財産の管理者の氏名又は名称及び住所
- 四 家事事件手続法第百四十三条第二項の規定による審判前の保全処分において、財産の管理者の同意を得ることを要するものと定められた行為
- 五 後見命令等が効力を失ったときは、その事由及び年月日
- 六 登記番号

（任意後見契約の登記）

第五条 任意後見契約の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

- 一 任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所属並びにその証書の番号及び作成の年月日
- 二 任意後見契約の委任者（以下「任意後見契約の本人」という。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）
- 三 任意後見受任者又は任意後見人の氏名又は名称及び住所
- 四 任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲
- 五 数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは、その定め
- 六 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所並びにその選任の審判の確定の年月日
- 七 数人の任意後見監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め
- 八 任意後見契約が終了したときは、その事由及び年

④ 相続その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が成年被後見人等、後見命令等の本人又は任意後見契約の本人であった閉鎖登記記録について、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

⑤ 国又は地方公共団体の職員は、職務上必要とする場合には、登記官に対し、登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

【手数料】

第一条 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手料を納めなければならない。

一 登記を申請する者

二 登記を申請する者

三 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する者

② 前項の手料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し、前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることが出来る。

【行政手続法の適用除外】

第二条 登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

【行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外】

第三条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

【行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外】

第四条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルに記録された保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第六条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

【審査請求】

第五条 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

② 審査請求をするには、登記官に審査請求書を提出しなければならない。

③ 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

④ 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を付し、事件を監督法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。

⑤ 法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

【審査請求】

第一条 登記官の処分（不服がある者又は登記官の不作为に係る処分を申請した者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。）

② 審査請求をするには、登記官に審査請求書を提出しなければならない。

③ 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作为に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。

④ 登記官は、前項に規定する場合を除き、三日以内に、意見を付し、事件を監督法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。この場合において監督法務局又は地方法務局長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審判員に送付するものとする。

⑤ 法務局又は地方法務局長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作为に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行）

【新設】

⑥ 法務局又は地方法務局長は、審査請求に係る不作为に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。

【新設】

⑦ 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」とし、「弁明書の提出」とあるのは「後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十五条第四項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「後見登記等に関する法律第十五条第四項の意見」とする。

（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行）

【行政不服審査法の適用除外】

第一条 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十一号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第

三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

【行政不服審査法の適用除外】

第一条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五條第六項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作为が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行）

【政令への委任】

第十七条 この法律に定めるもののほか、後見登記等に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（抄）

【施行期日】

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第四十三号）の公布の日の日ずれか遅い日から施行する。

三 第十条の二の規定 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）の施行の日（平成十二年四月一日）又はこの法律の施行の日の日ずれか遅い日

【禁治産者及び準禁治産者についての経過措置】

第二条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）以下「民法改正法」という。附則第三条第一項の規定により成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人とみなされる者又は当該成年被後見人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、後見の登記を申請することができる。

2 民法改正法附則第三条第二項の規定により被保佐人若しくはその保佐人とみなされる者又は当該被保佐人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、保佐の登記を申請することができる。

3 成年被後見人又は被保佐人とみなされる者について、民法改正法の施行後に確定した審判に基づく変更の登記又は終了の登記の嘱託がされた場合において、

（禁治産者及び準禁治産者についての経過措置）

◆動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律

〔平成二〇・六・二二  
法 一〇〇四〕

最終改正 平成二六・六・一三法六九

〔最終改正までの未施行法令〕平成二六・六・一三法六九

六九

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、法人がする動産及び債権の譲渡の對抗要件に関し民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「登記事項」とは、この法律の規定により登記すべき事項をいう。

② この法律において「延長登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記の存続期間を延長する登記をいう。

③ この法律において「抹消登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記を抹消する登記をいう。

(動産の譲渡の對抗要件の特例等)

第三条 法人が動産、当該動産につき貨物引換証、預託券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券が作成されているものを除く(以下同じ)を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第

百七十八条の引渡しがあつたものとみなす。

② 代理人によつて占有されている動産の譲渡につき前項に規定する登記(以下「動産譲渡登記」という。)がされ、その譲受人とし登記されている者が当該代理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合において、当該代理人が本人に対して当該請求につき異議があれば相当の期間内これを述べるべき旨を遅滞なく催告し、本人がその期間内に異議を述べなかつたときは、当該代理人は、その譲受人として登記されている者に当該動産を引き渡し、それによつて本人に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

③ 前二項の規定は、当該動産の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた動産譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項中「譲受人」とあるのは、「譲渡人」と読み替えるものとする。

(債権の譲渡の對抗要件の特例等)

第四条 法人が債権、指名債権であつて金銭の支払を目的とするものに限る(以下同じ)を譲渡した場合において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四百七十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該登記の日付をもつて確定日付とする。

② 前項に規定する登記(以下「債権譲渡登記」という。)がされた場合において、当該債権の譲渡及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に第十一条第二項に規定する登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしたときは、当該債務者についても、前項と同様とする。

③ 前項の場合において、民法第四百六十八条第二項の規定は、前項に規定する通知がされたときに限り適用する。この場合においては、当該債権の債務者は、

同項に規定する通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができる。

④ 前三項の規定は、当該債権の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項中「譲渡人」とあるのは、「譲受人」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と読み替えるものとする。

第二章 動産譲渡登記及び債権譲渡登記

等

(登記所)

第五条 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第七条から第十一条まで及び第十二条第二項に規定する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(以下「指定法務局等」という。)が、登記所としてつかさどる。

② 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務は、譲渡人の本店又は主たる事務所、本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所(外国会社の登記をした外国会社であつて日本に営業所を設けていないものにあつては、日本における代表者の住所)第七条第一項第三号において同じ)又は事務所)の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所以下「本店等所在地法務局等」という。)が、登記所としてつかさどる。

③ 第一項の指定は、告示してしなければならない。

(登記官)

第六条 登記所における動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、それ



## ◆民事再生法 抄

〔平成二・二・三二〕  
〔法 二 二 五〕

最終改正 平成二六・六・二七法九一

〔最終改正までの未施行法令〕平成二五・六・一九法  
四五、平成二六・六・二七法九一

### 第一章 総則

#### 〔目的〕

第二条 この法律は、経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もつて当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする。

#### 〔定義〕

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再生債務者 経済的に窮境にある債務者であつて、その者について、再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものをいう。
- 二 再生債務者等 管財人が選任されていない場合にあっては再生債務者、管財人が選任されている場合にあっては管財人をいう。
- 三 再生計画 再生債権者の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第百五十四条に規定する条項を定めた計画をいう。
- 四 再生手続 次章以下に定めるところにより、再生計画を定める手続をいう。

#### 〔外国人の地位〕

第三条 外国人又は外国法人は、再生手続に関し、日本人又は日本人と同一の地位を有する。

#### 〔再生事件の管轄〕

第四条 この法律の規定による再生手続開始の申立ては、債務者が個人である場合には日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときに限り、法人その他の社団又は財団である場合には日本国内に営業所、事務所又は財産を有するときに限り、することができる。

② 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定により裁判上の請求をすることができる債権は、日本国内にあるものとみなす。

#### 第五條

再生事件は、再生債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国人に主たる営業所を有するものときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないときは営業者であつても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

② 前項の規定による管轄裁判所がないときは、再生事件は、再生債務者の財産の所在地、債権については、裁判上の請求をすることができる地を管轄する地方裁判所が管轄する。

③ 前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ、主たる事項の全部につき議決権を行使することができる）を有するものとき又は日本において議決権を有するものときをみなす。この場合、法律第八十六号、第八百七十九号第三項の規定により議決権を有するものとみなす株式については、議決権を含む。次項、第五十九条第二項第二号及び第四項並びに第百二十七条の二第一項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数を有する場合には、当該法人（以下「親法人」という。）について再生事件又は更生事件（以下この条において「再生事件等」という。）が係属しているときに、再生事件等（以下この条及び

第百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「子株式会社」という。）についての再生手続開始の申立ては親法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。子株式会社について再生手続開始の申立ては、子株式会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

④ 子株式会社の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。

⑤ 第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社及び最終事業年度について会社法第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の法人に係る連結計算書類（同条第一項に規定する連結計算書類をいう。）を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について再生事件等が係属しているときに、当該他の法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

⑥ 第一項及び第二項の規定にかかわらず、法人について再生事件等が係属している場合における当該法人の代表者等についての再生手続開始の申立ては、当該法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。法人の代表者等が係属している場合における当該法人について再生手続開始の申立ては、当該法人の代表者の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

⑦ 第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のうちいずれか一人について再生事件が係属しているときは、それぞれ当該各号に掲げる他の者に

